

北区緑の基本計画 2020



ひといきいき みどりいきいき
育てる つながる北区



令和2年3月
東京都北区

「北区緑の基本計画 2020」策定にあたって

北区では、昭和 60 年に「東京都北区みどりの条例」を制定するとともに、昭和 62 年には「北区緑の基本計画」を策定し、区民、事業者、区の参加による、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくための指針としてきました。

その後、平成 12 年 3 月、平成 22 年 3 月に、この計画を改定し、区内の緑の保全・創出につとめてまいりました。しかし、近年では、地球環境問題や身近な自然の減少などの問題に対して、環境保全に役立つ緑が求められるとともに、気候変動対策においても、グリーンインフラとして緑が果たす多様な役割や効果が再認識されるなど、緑が持つ潜在能力に対する期待が一層高まっています。また、区民による花壇づくりなど緑を通じた交流が、地域コミュニティ形成の契機となるとともに緑の質の向上に寄与することが期待されます。

そこで、区では平成 29 年の都市緑地法、都市公園法、生産緑地法等の改正を踏まえ、新たな課題への取り組みも盛り込んだ今後 10 年間の基本指針として、「北区緑の基本計画 2020」を策定することにしました。

今回の計画では、前回の計画の理念を基本としつつ、2015 年 9 月の国連サミットで採択された SDGs（持続可能な開発目標）にも着目し、緑を通して生物多様性の保全や気候変動対策にも積極的に取り組んでいくこととしています。また、「生物多様性地域戦略」を本計画内に位置づけ、各施策に反映するとともに、6 つの基本方針の中にある「魅力ある公園づくり」、「持続可能な社会に向けた人材の育成」、「区民、事業者、区間のコミュニケーションの促進」を重点方針とし、ハード・ソフト両面における施策も強化してまいります。

今後、区民、事業者、区の参加と協働のもと、今ある自然豊かで快適な都市環境を保全するとともに、新たな緑を創出することを着実に実行し、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代へ引き継いでまいります。

今回の改定に際して多大なご協力いただきました、北区環境審議会、区議会、みどりの協力員、区民・事業者意識調査やパブリックコメントにご意見をお寄せいただいた区民や事業者の皆様など、多くの皆様に厚く御礼申し上げます。

「北区緑の基本計画 2020」の推進においては、区民や事業者の皆様と区とが連携していくことが必要不可欠です。緑豊かな北区の実現に向けて、今後ともご理解とご協力をお願いいたします。



令和 2 年 3 月 東京都北区長 花川 與惣太

北区緑の基本計画 2020 目次

序章 北区緑の基本計画改定の概要	1
Ⅰ. 計画の基本的な考え方	1
1. 計画の目的と位置づけ	1
2. 計画の推進主体	3
3. 計画の対象区域	3
4. 計画の目標年次	3
5. 計画で対象とする緑	3
6. 北区が大切にしている緑の役割	4
7. 「緑」に関する用語	6
Ⅱ. 計画改定の経緯	7
Ⅲ. 計画改定の視点	9
Ⅳ. 計画改定の流れ	10
第1章 北区の緑の現況と課題	11
Ⅰ. 北区の緑の現況	11
1. 緑の概況とこれまでの取り組み	11
2. 北区の緑を取りまく現状	25
3. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査	32
Ⅱ. 北区の緑の課題	38
1. 緑の持つ役割に基づく課題	38
2. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査からの課題	41
3. 新たな課題	42
第2章 緑づくりの基本方針	45
Ⅰ. 緑づくりの基本理念	45
Ⅱ. 北区の緑の将来像	46
Ⅲ. 基本方針	48
基本方針 1. 人と地球にやさしい緑づくり	50
基本方針 2. 生きもののにぎわいのある緑づくり	52
基本方針 3. 魅力ある公園やふれあえる緑づくり	54
基本方針 4. 自然・文化を彩る緑づくり	56
基本方針 5. 安全・安心を高める緑づくり	58
基本方針 6. 参加・協力・学びによる緑づくり	60
Ⅳ. 計画の目標	62

第3章 緑づくりの施策	65
I. 施策の体系	65
II. 施策内容	68
1. 緑を保全する施策	68
2. 緑を創出する施策	74
3. 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策	83
第4章 地区別の緑づくりの取り組み	92
I. ゾーン区分の考え方	92
1. ゾーン区分	92
2. 基本的なゾーン別取り組み	93
II. 地区別計画	94
1. 浮間地区	94
2. 赤羽西地区	96
3. 赤羽東地区	98
4. 王子西地区	100
5. 王子東地区	102
6. 滝野川西地区	104
7. 滝野川東地区	106
第5章 計画の推進にあたって	108
I. 計画の推進体制と役割分担	108
1. 区民、事業者、区の協力に基づく計画の推進	108
2. 各主体の役割分担	108
II. 進行管理	109

資料編

資料1 北区の緑の現況	資- 1
資料2 緑地の確保目標量	資-12
資料3 用語集	資-13

- ※1 末尾に「*」の記載がある用語については、「資料3 用語集」に用語の説明を記載しています。
- ※2 平成27年度に地区区分の一部が変更となりましたが、出典が「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」によるものについては、過年度の調査結果との比較を行うため、「平成25年度 北区緑の実態調査報告書」における地区区分を用いています。
- ※3 本計画に掲載する図面などは、「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」に掲載した現況を使用しており、都市計画などとは異なる場合があります。
- ※4 表やグラフにおいては、端数処理の都合上、内訳と計が一致しない場合があります。

序章 北区緑の基本計画改定の概要

I. 計画の基本的な考え方

1. 計画の目的と位置づけ

「緑の基本計画」は、都市緑地法*第4条に基づき、区市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定めるものです。区市町村は「緑の基本計画」の策定により緑地の保全および緑化の推進を総合的かつ計画的に実施していきます。

「北区緑の基本計画」は、区民、事業者、区の参加による、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくことを目的とし、おおむね10年ごとに改定しています。

本計画は、北区基本計画および北区環境基本計画などを上位計画として、都市緑地法および東京都北区みどりの条例に基づき策定（改定）されるもので、“緑の視点を踏まえたまちづくり”の指針となります。

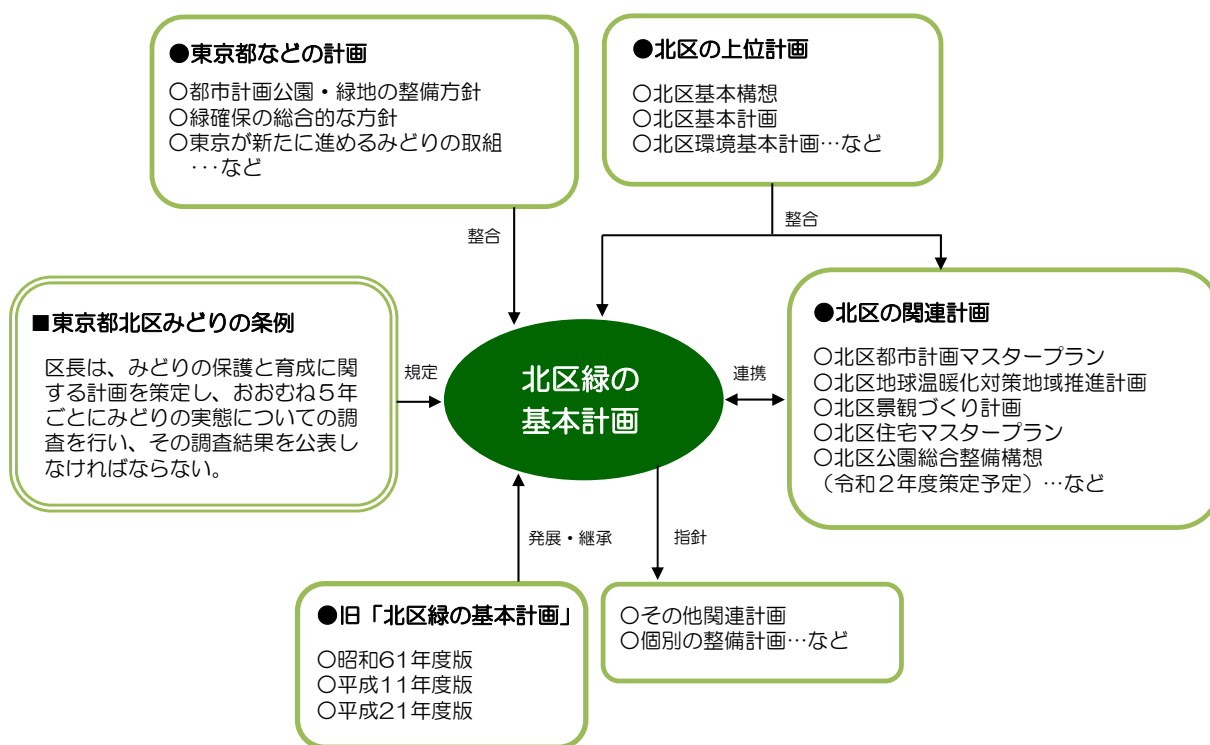


図1 計画の位置づけ

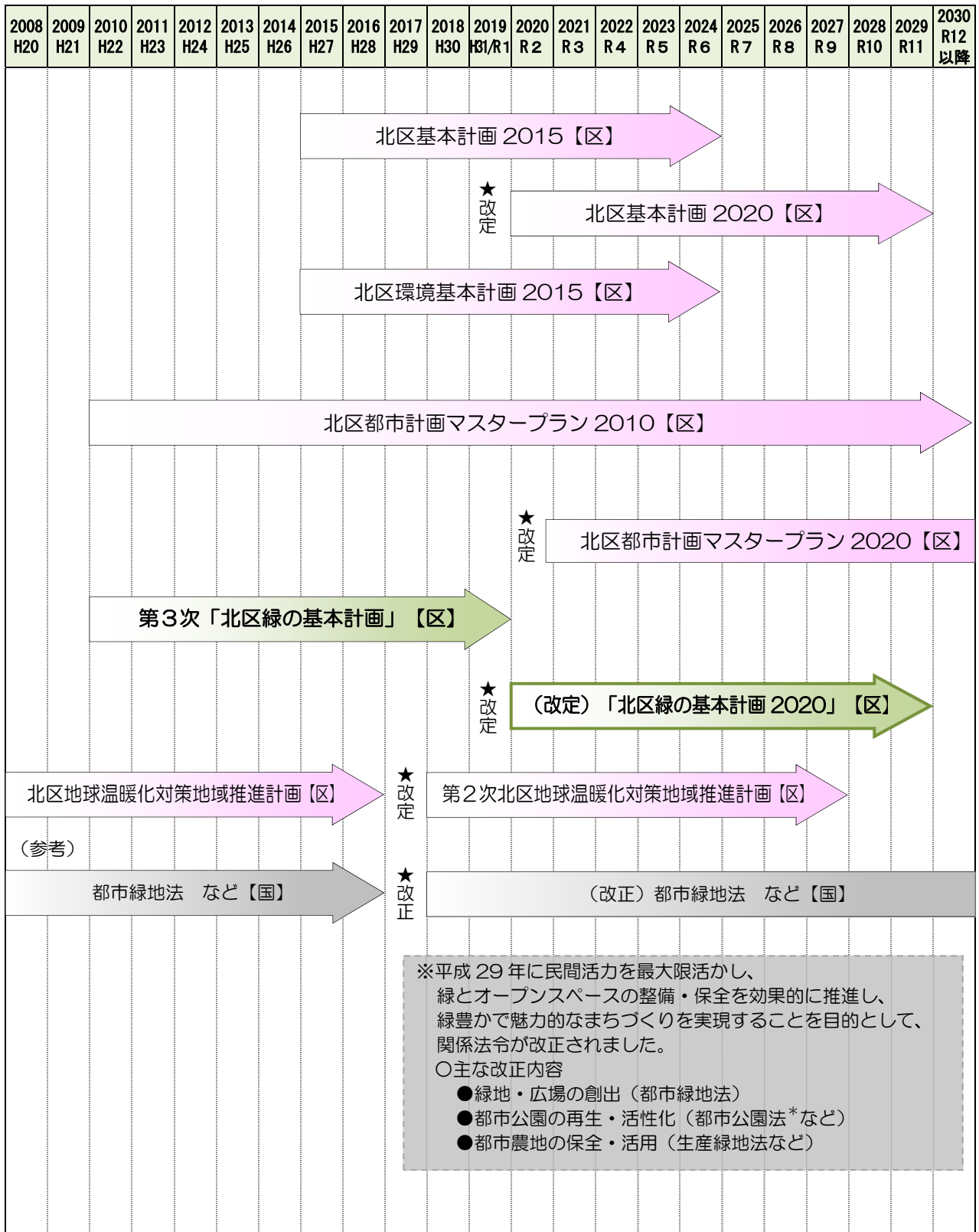


図2 上位・関連計画などと「北区緑の基本計画」の関係

2. 計画の推進主体

本計画の推進主体は、区民（区民組織を含む）、事業者、区（行政）の総体であり、お互いの協力のもと、自発的・積極的な行動を目指します。

3. 計画の対象区域

本計画の対象区域は、北区全域（20.61km²）とします。

4. 計画の目標年次

本計画では、中間年次を令和6年、目標年次を令和11年として設定します。想定する将来人口としては、表1のとおりとします。

表 1 計画の目標年次と人口

年次	現況	中間年次	目標年次
	令和元年6月 (2019年)	令和6年 (2024年)	令和11年 (2029年)
人口	353,641人	359,297人	361,528人
都市計画区域	20.61km ²		

出典：北区ホームページ「世帯と人口」および「北区人口推計調査報告書」（平成30年3月）

5. 計画で対象とする緑

①動植物が生息・生育している土地および自然環境

- ・樹林地や草地、湿地、池沼など



②公共施設や民間施設、民有地などの 様々な緑やオープンスペース*

- ・公園や街路樹、スポーツ用屋外施設などの公共施設の緑
- ・共同住宅や事業所などの植栽や屋上緑化地といった民間施設の緑
- ・社寺林や個人宅の庭、生垣などの民有地の緑



③自然環境に生息・生育している動植物

- ・鳥類や魚類、昆虫、小動物などの動物
- ・樹木、草花などの植物

※生物多様性*の保全と回復は、緑地の保全や緑化の推進の重要な要素となるため、自然環境に生息・生育している動物や植物についても、計画の対象として扱います。



6. 北区が大切にしている緑の役割

緑は一般的に、環境保全、レクリエーション、景観形成、防災の4つの役割を持っていますが、本計画では、環境保全を地球環境保全と生物多様性保全に分け、コミュニケーションの役割を追加し、緑の6つの役割を重視していきます。

①地球環境保全

- 樹木は、日差しを遮ったり、風を弱めるなど、気象を人にやさしい状態に緩和・調節します。
- 地球温暖化やヒートアイランド現象*など、気候変動に影響を与える二酸化炭素を吸収し、気温を下げる効果があります。
- 大気の浄化や防塵など、快適な生活環境を形成します。
- 海や河川から蒸発した水は、上空で冷やされ雲を形成し、雨や雪となり地上に戻ります。土壌は雨水を地下水として涵養したり、河川の水質や水量を安定させるなど、水循環を助けます。

②生物多様性保全

- 動植物が生息・生育・繁殖する環境を提供し、豊かな生態系を育みます。
- 豊富な樹種や高さの異なる樹木といった緑の多様性は、生物多様性の確保に寄与します。
- ネットワーク状につながった緑は、野生生物に食べものや隠れ場所など生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供します。

③レクリエーション

- 自然や生きものとのふれあいや散策、休養を通じて、人々にやすらぎをもたらし、心身のリフレッシュにより健康を増進する効果があります。
- スポーツなどのレクリエーションを楽しむ場となります。
- 人々に花や緑を育てる楽しみを与えてくれます。



北区が大切にしている緑の役割

④景観形成

- 河川敷草地や崖地樹林といった豊かな緑や大径木などは、地域の魅力を引き立て、まちにうるおいを与えます。
- 公園や社寺林など、歴史や文化と結びついた緑は、地域のシンボルとなります。
- 公共施設や集合住宅などの建築物の緑化や、一般家庭などの身近な緑を創出することで、やすらぎある景観をつくります。

⑤防災

- 災害発生時、緑地や防災施設を設置した公園などのオープンスペースは、区民の避難場所、救援・援助活動の拠点となり、また、街路樹や生垣の道路植栽は延焼を遅らせ、避難経路になります。
- 樹林地や緑地といった豊かな緑は、雨水の貯留機能があり、集中豪雨などによる都市型水害や土砂崩れなどに対して減災機能を持ちます。

⑥コミュニケーション

- 地域で緑を育てることを通じ、いきいきとした地域コミュニティ形成の一助となります。
- 緑を通じて区民、事業者、区の協力関係を築くことができます。
- 自然や生きものなどについて、体験を通じた学ぶ機会を得ることができ、緑の役割や重要性を理解し、実践できる場となります。

緑は、北区をより住みやすくするまちづくりにおいて重要な役割を果たしています。

北区での暮らしを、より豊かにしていくために、
グリーンインフラ*（自然の持つ多様な機能や仕組みを活用する社会資本）としての
緑の多面的価値を区民が享受できることが大切です。



7. 「緑」に関する用語

(1) 「緑づくり」

本計画で対象とする緑を保全・創出することを、本計画では「緑づくり」と定義します。

(2) 「生物多様性」

「生物多様性」とは、生きものたちの豊かな個々のつながりのことをいいます。生物多様性には、次の3つのレベルがあります。

- ① 生態系の多様性 : 森林、海、河川などの自然
- ② 種の多様性 : 植物、動物、微生物などの生物
- ③ 遺伝子の多様性 : 同じ生きものでも異なる遺伝子を持つことにより、
形や模様、生態などに様々な個性がある

地球上の全ての生きものは、これら生物多様性のもたらす恵み（生態系サービス）によって支えられています。

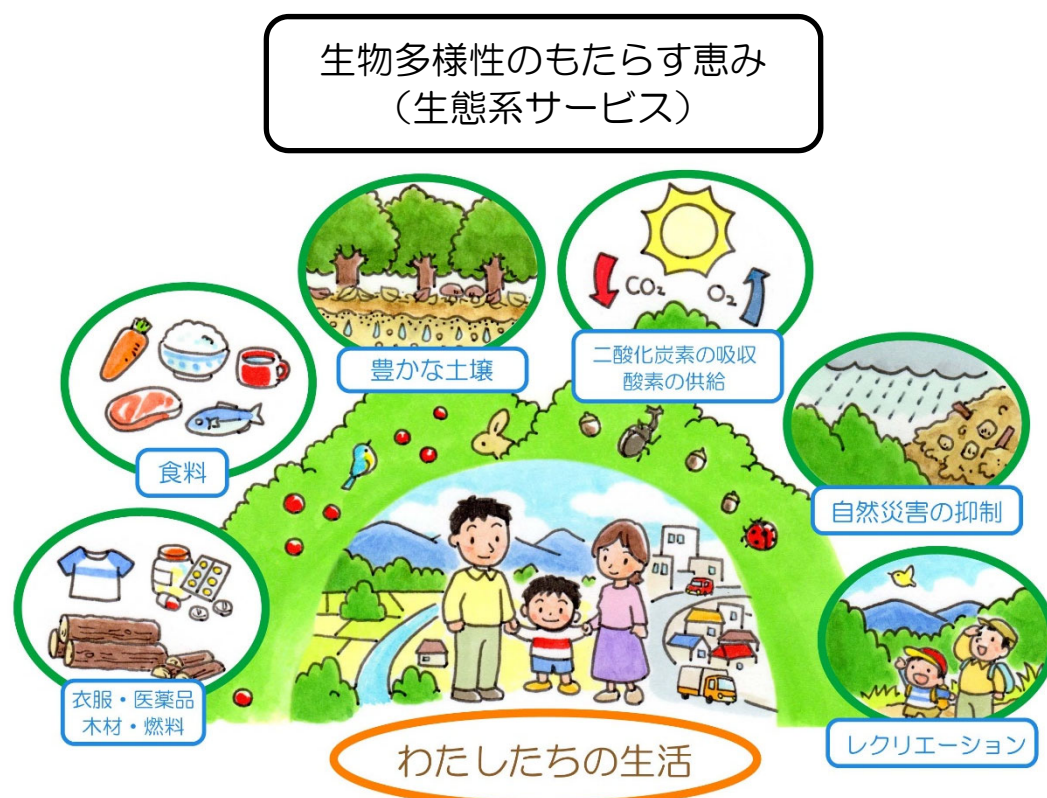


図3 生物多様性のもたらす恵み

II. 計画改定の経緯

北区では、昭和 59 年度に「北区緑の基本構想」を策定し、昭和 60 年に「東京都北区みどりの条例」を制定しました。そして昭和 61 年度には、同条例に基づく「みどりの保護と育成に関する計画」として、「北区緑の基本計画」を策定しました。

その後、区民、事業者、区が一体となって既存の緑の保全や地域の緑化に取り組んできましたが、阪神淡路大震災を契機とした都市防災の見直しや、ヒートアイランド現象や地球温暖化といった様々な環境問題などへの関心の高まり、平成 6 年の都市緑地保全法の改正により区市町村が定める緑地の保全および緑化の推進に関する基本計画が法的に位置づけられました。これを受けて、北区では平成 11 年度にその内容を見直し、区民、事業者、区の参加により、より豊かな自然と快適な都市環境を次世代に引き継いでいくための指針として新たな「北区緑の基本計画」を策定しました。

平成 16 年にも、都市緑地保全法が改正され（名称も都市緑地法に変更）、各区市町村が策定する「緑の基本計画」に位置づける事項として、「都市公園の整備の方針」が新たに加えられました。すでに「北区緑の基本計画」では公園などのオープンスペースの整備方針を取り入れています。これにより「緑の基本計画」は、緑地の保全、緑化の推進および都市公園の整備を総合的に推進するための基本計画として、法的にも位置づけ直されたこととなります。

平成 21 年度には、前回の「北区緑の基本計画」の理念を基本としながら、都市緑地法の改正を踏まえ、生物多様性の視点と、区民、事業者、区間のコミュニケーションの重視など新たな課題に取り組むための指針として、第 3 次「北区緑の基本計画」を改定しました。

平成 29 年には、民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、都市緑地法などが一部改正され、区市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項が拡充し、都市公園の管理の方針などが追加されました。

そして前回の改定から 10 年がたち、北区基本計画や北区環境基本計画などの改定と、近年の震災や多発する豪雨災害を契機とした防災機運の高まり、様々な環境問題に関する国際的な動きの活発化を踏まえ、これまでの「北区緑の基本計画」の理念を基本としながら、「生物多様性地域戦略」の策定、新たな目標の検討、魅力ある公園の確保と充実、自然観察や環境学習の充実といった新たな課題に取り組むための指針として、「北区緑の基本計画」の改定を行いました。

<「北区緑の基本計画」改定の経緯>

昭和61年度「北区緑の基本計画」策定

【特徴】

- ・崖地樹林の保全
- ・オープンスペースの整備
- ・水と緑のネットワークの形成……など

←平成6年都市緑地保全法の改正

←平成11年度北区基本構想

平成11年度「北区緑の基本計画」改定

【特徴】

- ・地球温暖化や生態系に関する考え方への言及
- ・緑の回廊（ネットワーク）の形成……など

←平成12年度北区基本計画 2000

北区都市計画マスタープラン 2000

←平成16年都市緑地法等の改正

←平成17年度北区基本計画 2005

北区環境基本計画

北区環境行動・配慮指針

←平成19年度北区地球温暖化対策地域推進計画

←平成20年度北区民意識・意向調査

生物多様性基本法の制定

平成21年度第3次「北区緑の基本計画」改定

【特徴】

- ・生物多様性の視点
- ・区民、事業者、区間のコミュニケーションの重視……など

←平成22年度北区都市計画マスタープラン 2010

←平成25年度北区民意識・意向調査

←平成27年度北区基本計画 2015

北区環境基本計画 2015

←平成28年度北区民意識・意向調査

←平成29年都市緑地法等の改正

←平成29年度第2次北区地球温暖化対策地域推進計画

←平成30年度北区民意識・意向調査

令和元年度「北区緑の基本計画 2020」改定（新しい「北区緑の基本計画」）

【特徴】

- ・生物多様性地域戦略の策定
- ・新たな目標の検討
- ・魅力ある公園の確保、充実
- ・自然観察や環境学習の充実……など

Ⅲ. 計画改定の視点

「北区緑の基本計画」の改定にあたって、以下の6つの視点に着目します。

1. 緑の「質」の向上

前計画改定の際には、生物多様性の観点から新たに緑の「質」の改善の視点が変わり、緑の「量」と「質」の双方に着目しました。今回の改定では、緑豊かな住みやすいまちづくりのため、緑の適正な管理、区民が実感できるような緑の多面的な機能の発揮、緑づくりへの区民の関わりの拡大といった緑の「質」を向上させることを、すべての方針・施策に反映させます。

2. 計画目標の追加

前計画で定めた「緑被率」の他に、「緑地の確保目標量」や区民意識調査による「満足度」といった、新たな計画目標を追加します。

3. 「生物多様性地域戦略」の策定

前計画でも、基本方針2に「<生物多様性保全>～生きものとともに暮らせる緑づくり」を掲げ、緑づくりの施策にも、「生物多様性の保全・再生」を示していました。今回の改定では、生物多様性に改めて着目し、全ての施策に関連する方針として、生物多様性基本法第13条に基づき「生物多様性の保全および持続可能な利用に関する基本的な計画(生物多様性地域戦略)」を位置づけます。

4. 魅力ある公園の確保、充実

平成29年の都市緑地法の一部改正により、区市町村が策定する「緑の基本計画」の記載事項が拡充され、都市公園の管理の方針が追加されました。これを受け、公園の特性に応じた魅力および機能向上の方針について追加します。

5. 自然観察や環境学習の充実

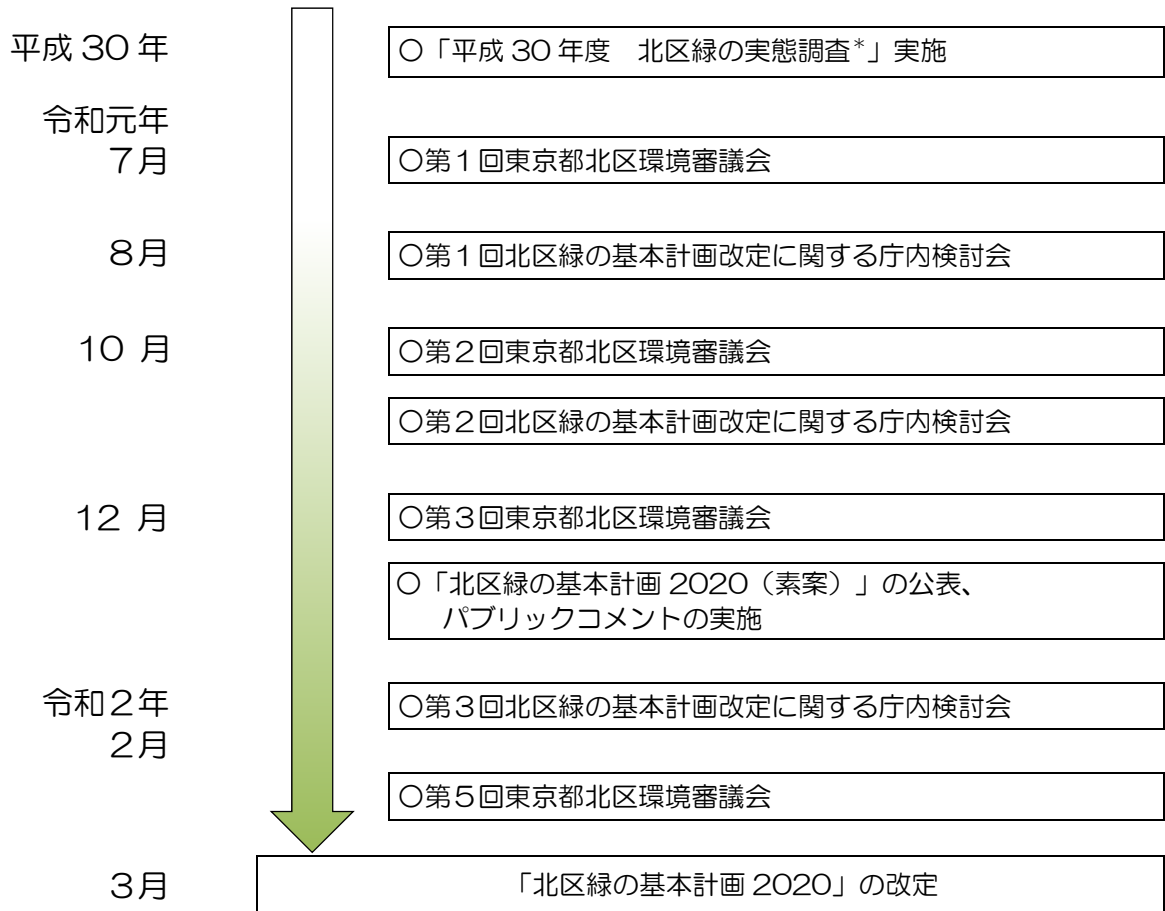
前計画では、参加の場と機会の増加を掲げ、区民を交えた「学び」や「コミュニケーション」を重視しました。

今回の改定では、更に「連携」と「交流」を基盤とした環境学習の体系化や生涯学習化、自発的な活動につながる支援など、持続可能な社会に向けた人材育成を推進します。

6. わかりやすさと興味を持ってもらえる計画

多様な主体や年代の異なる区民が、緑の保全・創出に興味を持って取り組んでいただくために、計画を推進する主体、手法、根拠などを明確にして、わかりやすく、興味を持ってもらえるような計画となるよう努めます。

IV. 計画改定の流れ



第1章 北区の緑の現況と課題

I. 北区の緑の現況

1. 緑の概況とこれまでの取り組み

(1) 緑の概況

1) 緑被地

緑被率は18.43%、みどり率は25.54%（平成30年度）で、平成20年度と比較して緑被率は0.06%減少、みどり率は0.4%増加しました。北区の緑被の特徴は、緑被の多い区域と少ない区域が明瞭に分かれていることであり、台地上と河川敷は緑被が多く、中間にある低地部の住宅地には緑被が少ない状況です。

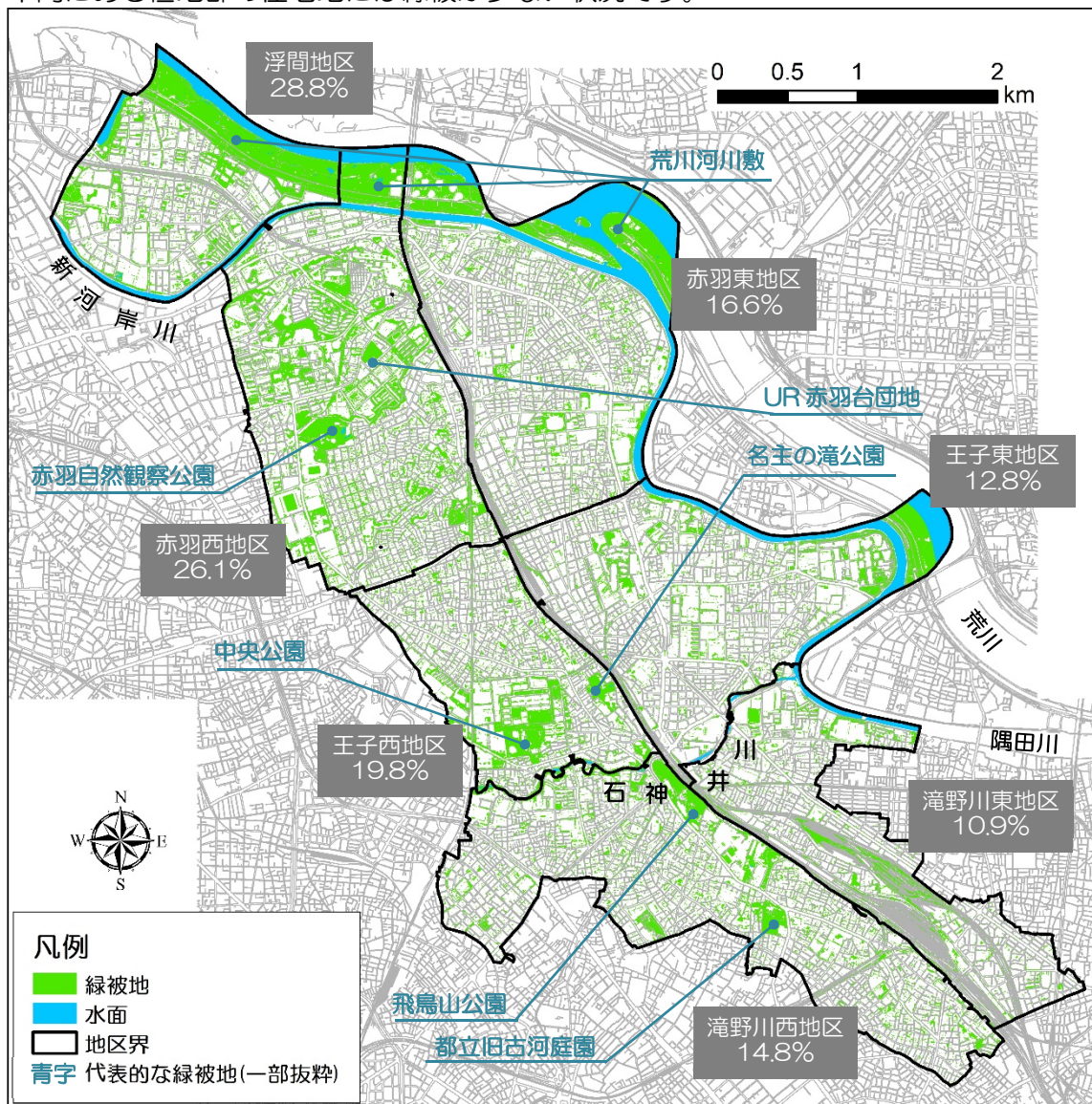


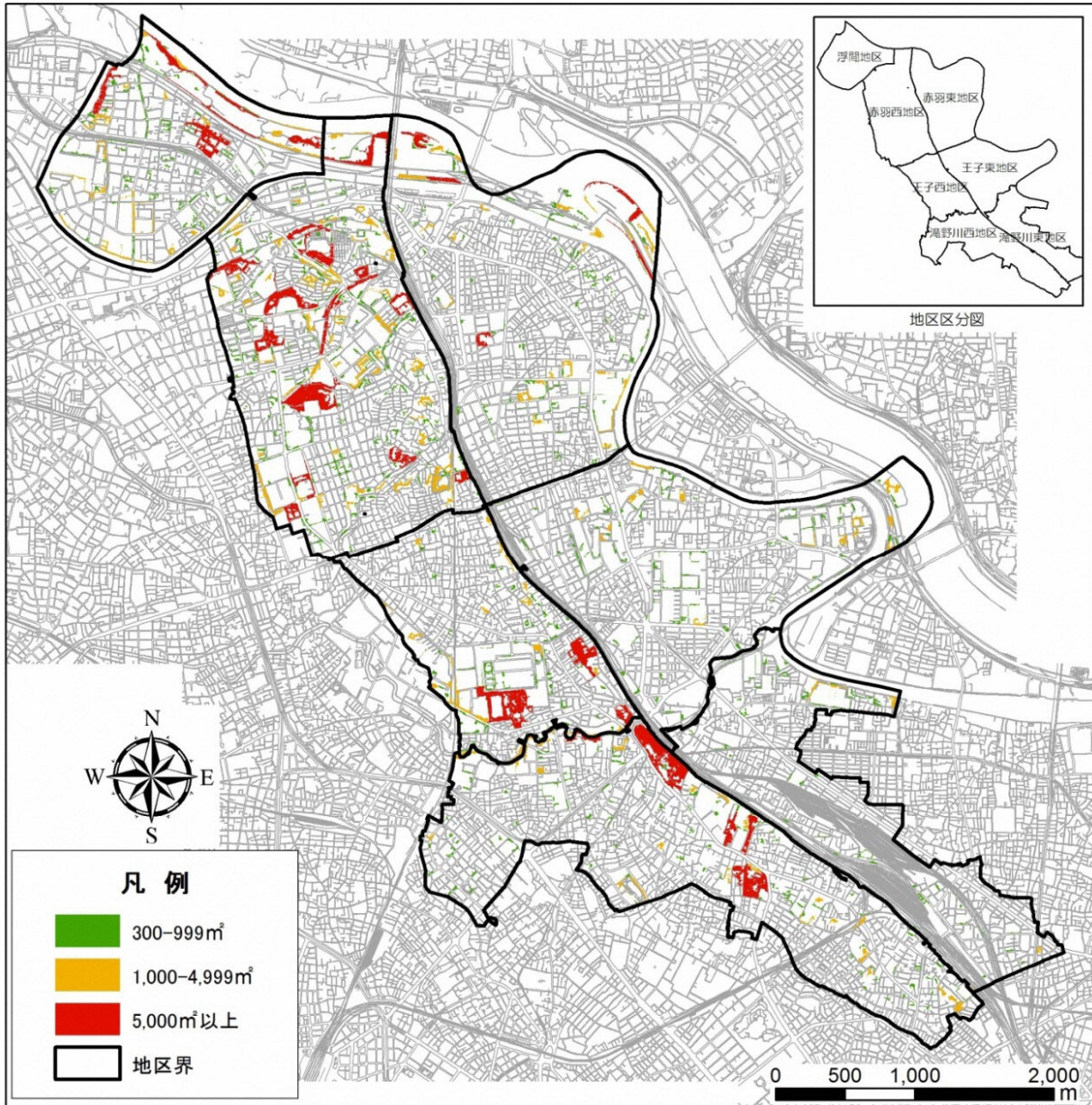
図1-1 区全体の緑被分布の状況と各地区の緑被率（平成30年度）

出典：「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」を参考に作成

緑被率とみどり率の違い：緑被率とは、ある区域において樹木や草地などの緑被面積の占める割合を指します。平面的な緑の量を把握するための指標で、1㎡以上の緑被を対象にしています。みどり率は、生きものの生息・生育地（ハビタット）として重要な河川や公園などの、緑で覆われていない面積の割合を緑被率に加えたものです。

2) 樹林地

北区では、300㎡以上の樹木被覆地を樹林地と定義しています。区全域では樹林地が922箇所(122.35ha)あり、緑被地のうち32.2%を占めています。箇所数の3/4以上が1,000㎡未満の小規模な樹林地で、5,000㎡以上の大規模な樹林地は、赤羽西地区、王子西地区、滝野川西地区など区西部の地区に多くみられます。



承認番号：31 都市基交著第 15 号

図1-2 樹林地の分布

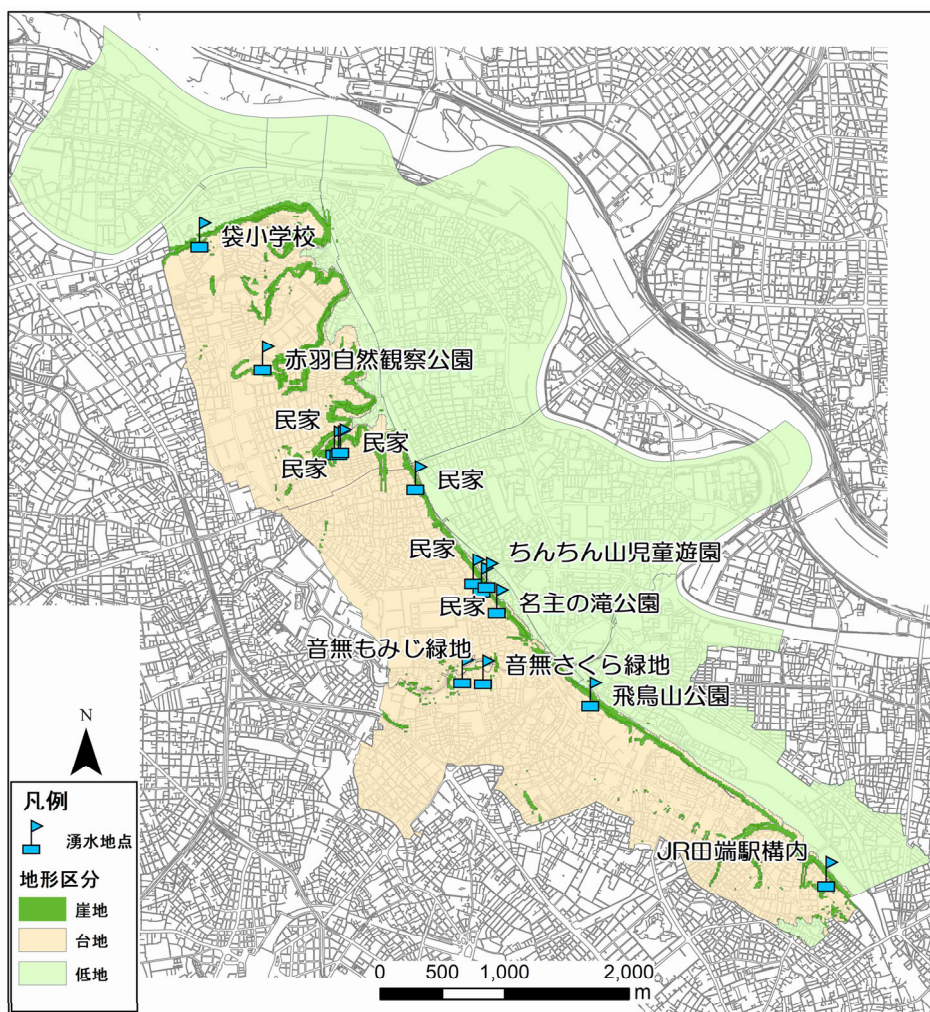
出典：「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」

3) 崖地と湧水^{ゆうすい}

湧水とは、崖や谷間などから自然に湧き出している地下水のことです。北区では、武蔵野台地の縁から湧き出るものと、荒川水系に属する石神井川沿いなどの湧水が主なものです。

北区では、把握している湧水地点について、定期的に湧水の有無を調査しており、14箇所（平成30年度）を確認しています。

湧水は崖地付近にあり（図1-3）、台地上に降った雨は地下に染み込んで地下水となり、台地の端から湧水として湧き出します。区や都では、道路の舗装を従来のアスファルトから水を透過させる舗装（透水性舗装*）へ変更したり、雨水を地下へ浸透させる施設の設置を奨励するなどの施策を実施して、湧水保全に努めています。



承認番号：31 都市基交著第 15 号



岸町の湧水



中十条の湧水



袋小学校の湧水

図1-3 地形と湧水の分布

出典：「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」を参考に作成

4) 緑地

「緑の基本計画」でいう緑地とは、都市計画公園などの公共施設として管理される施設緑地と土地利用の規制・誘導により確保される地域制緑地の2つに大別されます。

緑地の確保量について、平成10年度は都市計画区域に占める割合が16.07%でしたが、令和元年には、16.90%に増加しています。

表1-1 緑地の確保量の推移

緑地の種類				平成10年度						令和元年						
				市街化区域			都市計画区域			市街化区域			都市計画区域			
				確保量		(㎡/人)	確保量		(㎡/人)	確保量		(㎡/人)	確保量		(㎡/人)	
				箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)		箇所数	面積(ha)		
確保の対象とする緑地	公園緑地等の都市計画公園	街区公園	街区公園	39	10.52	0.32	39	10.52	0.32	41	11.55	0.33	41	11.55	0.33	
			住区基幹公園	8	15.38	0.46	8	15.38	0.46	11	21.21	0.60	11	21.21	0.60	
			近隣公園	2	11.80	0.36	2	11.80	0.36	2	13.40	0.38	2	13.40	0.38	
		都市基幹公園	総合公園	2	12.67	0.38	2	12.67	0.38	2	13.20	0.37	2	13.20	0.37	
			運動公園			0.00			0.00							
		基幹公園 計			51	50.37	1.52	51	50.37	1.52	56	59.36	1.68	56	59.36	1.68
		特殊公園	風致公園	1	5.79	0.17	1	5.79	0.17	1	7.39	0.21	1	7.39	0.21	
			歴史公園	2	5.36	0.16	2	5.36	0.16	2	5.36	0.15	2	5.36	0.15	
		広域公園(※)					0.95			0.95			0.97			0.97
		都市計画緑地			3	8.31	0.25	4	211.91	6.40	3	12.01	0.34	4	211.91	5.99
	都市計画関係 計			57	69.83	3.06	58	273.43	9.21	62	84.12	3.35	63	284.02	9.00	
	条例等の公園	都市公園等		10	9.46	0.29	10	9.46	0.29	17	16.10	0.46	17	16.10	0.46	
		児童遊園		92	5.94	0.18	92	5.94	0.18	97	6.25	0.18	97	6.25	0.18	
		遊び場		20	2.53	0.08	20	2.53	0.08	14	2.29	0.06	14	2.29	0.06	
ポケットパーク		10	0.08	0.00	10	0.08	0.00	17	0.18	0.01	17	0.18	0.01			
合計				87.84	3.60		291.44	9.75		108.94	4.05		308.84	9.70		
た制度地上安定した緑地	生産緑地		6	0.61	0.02	6	0.61	0.02	3	0.30	0.01	3	0.30	0.01		
	河川区域			0.00	0.00		28.55	0.86		0.00	0.00		28.55	0.81		
	保護樹林		17	1.78	0.05	17	1.78	0.05	15	1.67	0.05	15	1.67	0.05		
	条例等で安定した緑地		2	0.59	0.02	2	0.59	0.02	2	0.59	0.02	2	0.59	0.02		
合計				2.98	0.09		31.53	0.95		2.56	0.07		31.11	0.88		
社会通念上安定した緑地(社寺・大学等)			31	7.94	0.24	31	7.94	0.24	31	7.94	0.22	31	7.94	0.22		
緑地総計					98.76	3.93		330.91	10.95		119.44	4.35		347.89	10.81	
人口		市街化区域人口			331,009 人			市街化区域人口			353,641 人					
		都市計画区域人口			331,009 人			都市計画区域人口			353,641 人					
面積		市街化区域面積			1,822 ha			市街化区域面積			1,822 ha					
		都市計画区域面積			2,059 ha			都市計画区域面積			2,059 ha					
緑地の確保量		市街化区域面積に対する割合			5.42 %			市街化区域面積に対する割合			6.56 %					
		都市計画区域面積に対する割合			16.07 %			都市計画区域面積に対する割合			16.90 %					

(※) 広域公園は北区にはありません。都全体で集計された割り当て分となります。

(注1) 緑地面積、1人当たり面積(㎡/人)は原則として小数第2位まで表示しています。

(注2) 緑地の確保量は、重複や他の位置づけを除いた量の合計値を記載しました。

出典：「平成11年度 北区緑の基本計画」、
「平成30年度 北区緑の実態調査報告書」、
「令和元年度 北区行政資料集」を参考に作成

施設緑地と地域制緑地の違い：施設緑地と地域制緑地は、それぞれ都市の緑地に関する区分です。施設緑地は、都市公園法に基づいた都市公園や、都市公園以外の「公共施設緑地」（公園緑地に準じる機能を持つ施設や公共施設における植栽地等）、都市公園以外の「民間施設緑地」（市民緑地や市民農園など）に区分されます。地域制緑地は、一定の区域を定めて土地利用をコントロールすることで、自然環境保全や緑地機能の確保を図る緑地を指します。北区においては、例えば、保存樹林や生産緑地地区*（法によるもの）、保護樹林（条例によるもの）、ボランティア団体やみどりの協定による植栽部分（協定によるもの）が挙げられます。

5) 緑視率

緑視率とは、人の視野内に占める緑の量の割合です。緑視率を調査することで、人が実感する緑の量を測ることができます。国土交通省「～真夏日の不快感を緩和する都市の緑の景観・心理効果について～都市の緑量と心理的効果の相関関係の社会実験調査について」（平成17年）において、緑視率が25%を超えると「緑が多いと感じ始める」といった結果が得られています。

「平成30年度 北区緑の実態調査」から、代表的な地点において緑視率の調査を開始しており、今後継続的に調査し、推移を把握していきます。

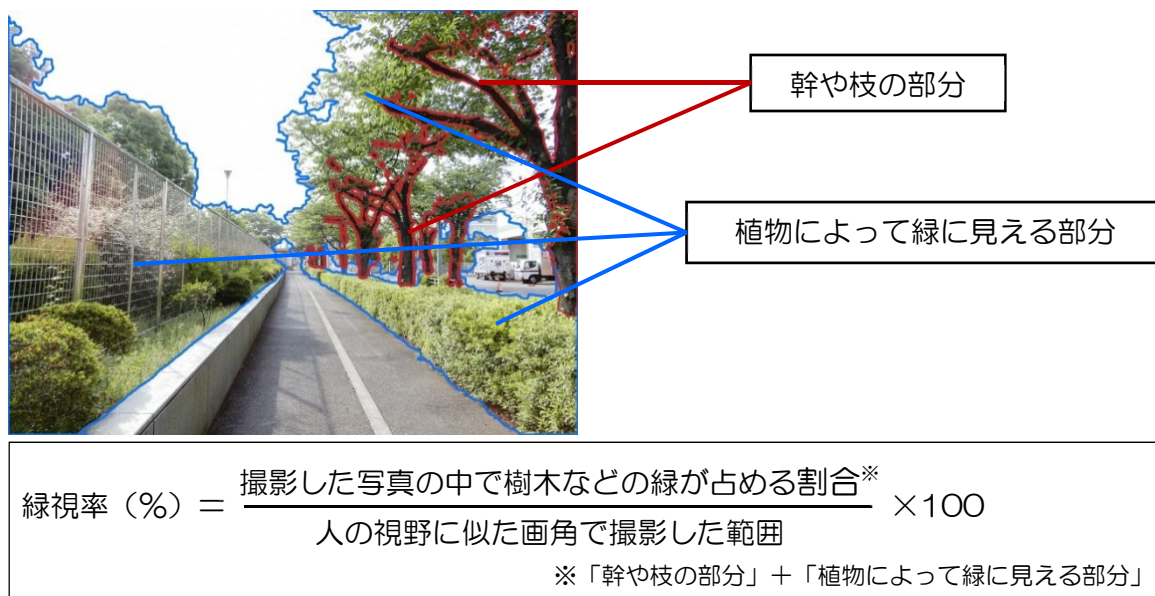


図1-4 緑視率について



図1-5 緑視率の高い地点の例(36.8%)



図1-6 緑視率の低い地点の例(15.8%)

緑被率と緑視率の違い：緑被率は空中写真などを使って、空から見た緑の面積の割合を求めものですが、緑視率は人の目に映り、実感できる緑の量を割合にしたものを指し、緑被率には含めることができない壁面緑化なども緑の量として捉えることができます。

(2) 北区で見られる生きもの

1) 植物

① 植物種数

「平成30年度 北区緑の実態調査」では、浮間、赤羽西、赤羽東、王子西、王子東、滝野川西、滝野川東の計7地区の中で自然豊かな場所を各30ha選定し、そこに生育している植物種を調査しました。確認された全植物種1,034種のうち、在来種は336種で全体の32.5%でした。

② 重要種

重要種*は28科45種であり、在来種のみを対象に選定すると11科16種が確認できました。



浮間地区・ジャヤナギ



王子西地区・アイアスカイノデ

2) 鳥類

公園・緑地などにおいて、目視による鳥類の調査を行っています。平成30年度の調査結果は、次のとおりです。

- 赤羽自然観察公園：25種
- 都立浮間公園：30種
- 新荒川大橋緑地（北区・子どもの水辺周辺）：32種
- 飛鳥山公園：19種
- 都立旧古河庭園：16種



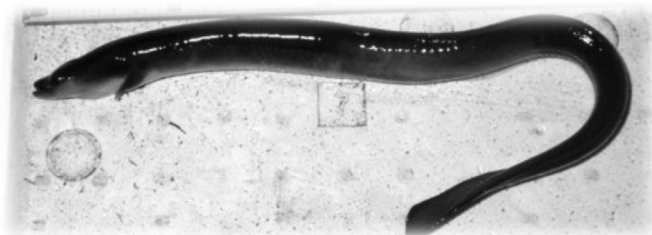
都立浮間公園・ササゴイ幼鳥

出典：「北区の環境」（令和元年8月）

3) 魚類

北区を流れる河川において、昭和59年度から「北区河川生物生息調査」を実施しています。

平成30年度の調査では、35種類1,400尾の魚類を確認しました。環境省レッドリスト*記載種は6種類、東京都レッドリスト*記載種は10種類、外来種は5種類確認されました。調査を始めてからの累計捕獲魚種は58種類です。以前は生息範囲の北限が品川付近だったヒナハゼや、北限が利根川河口であったカライワシが近年の調査で確認できたことから、地球温暖化の影響により北上してきたと考えられます。



ウナギ（荒川）



カライワシ（北区・子どもの水辺ワンド 荒川）

※「ウナギ」は東京都レッドリスト・環境省レッドリスト記載種

出典：「平成28年度 北区河川生物生息調査報告書」、「平成30年度 北区河川生物生息調査報告書」

(3) この10年間の緑づくりの施策の主な取り組み

1) 緑を保全する施策

●保護樹木等助成制度

区の指定基準にあった樹木や樹林、生垣などを、所有者の同意を得て保護樹木等に指定し、剪定・維持管理などにかかる費用の一部を助成しています。

●「公園内野鳥調査」の実施

赤羽自然観察公園、都立浮間公園、新荒川大橋緑地（北区・子どもの水辺周辺）、飛鳥山公園、都立旧古河庭園において、目視による野鳥調査を月1回以上実施しています。また、平成31年4月からは専門家の協力を仰ぎ、より詳細な調査を開始しました。

●「北区河川生物生息調査」の実施

北区を流れる荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川において、年1回魚類調査を実施しています。



「北区河川生物生息調査」にて投網を打つ様子

●湧水調査の実施

区が把握している湧水地点について、年1回の頻度で湧水の有無を調査しています。

●湧水、雨水涵養のための透水性舗装の実施

道路、公園など各所で透水性舗装を採用しています。

●野生生物対策の実施

①アライグマ、ハクビシン

外来種防除対策として、平成24年度からハクビシンの防除対策事業を開始しました。平成27年度からは、「東京都アライグマ・ハクビシン防除実施計画」に参加し、アライグマを防除対策の対象動物に加えました。捕獲に加え、注意喚起のチラシや捕獲マップの作成も実施しています。



アライグマ・ハクビシン対策事業の周知および注意喚起のチラシ

②カラス

カラスによる被害の低減を目的として、異常繁殖防止のため、巢などの撤去および落下ヒナの回収を実施しています。

2) 緑を創造する施策

●腐葉土培養施設での緑のリサイクル

中央公園の腐葉土培養施設にて、区内の公園などで剪定した枝や葉を粉碎した木材チップを培養し、土壌改良剤にリサイクルしています。これらを例年4月に、飛鳥山公園で実施している「区民植木市」において無料配布しています。

●公開空地の確保の指導

一定規模以上の建築行為などを行う際、条例により敷地の一部を公開空地として確保するよう指導しています。道路沿いに公開空地を確保することで、災害時の避難路確保につなげています。

●区立公園などの新設

赤羽スポーツの森公園（平成 22 年）、西ヶ原みんなの公園（平成 22 年）、志茂ゆりの木公園（平成 22 年）、志茂三丁目小柳川公園（平成 24 年）、昭和町ふれあい児童遊園（平成 25 年）、志茂四わかば児童遊園（平成 28 年）、北園児童遊園（平成 29 年）、堀船一丁目いこい児童遊園（平成 29 年）、上一ふれあい児童遊園（平成 30 年）、谷戸さんさん児童遊園（平成 31 年）の計 10 箇所の区立公園などを新設しました。



西ヶ原みんなの公園

●エコスクール事業による学校緑化の取り組み

学校緑化の取り組みとして、屋上緑化や壁面緑化、ビオトープ*などを年1～3校設置しています。平成 22 年から平成 30 年までの間に屋上緑化を 13 校、壁面緑化を 15 校、ビオトープを 16 校設置しました。



王子第三小学校の屋上緑化

●各種助成制度

下記の行為を行う際は、その一部費用を区が助成し、区民および事業者の緑化の取り組みを支援しています。

- ・生垣の新設とそれに伴うブロック塀撤去
- ・屋上緑化、壁面緑化、ベランダ緑化

- 東京さくらトラム（都電荒川線）沿線の緑化
東京都交通局と区が協定を締結し、約 2.7km
の区間の植栽・維持管理を実施しています。



東京さくらトラム（都電荒川線）
沿線緑地

- 北区みどりの条例による緑化対象面積の基準の引き上げ
一定規模以上の建築行為などを行う際、緑化義務が課せられます。平成 25 年度には
民間施設における緑化対象面積の基準の引き上げを実施しました。

表 1 - 2 用途地域別の民間施設における緑化対象面積の基準

用途地域	緑化対象面積の基準
近隣商業地域、商業地域	敷地面積の4%から5%に引き上げ (防火地域は2%から3%に引き上げ)
それ以外の用途地域	敷地面積の8%から10%に引き上げ

- みどりのモデル地区の指定

「北区緑の実態調査」の結果を踏まえ、緑被率が比較的低い地区を緑化推進モデル地区に指定しました。緑を増やし育てることを主な目的とし、生垣造成などの助成額の引き上げや花苗などの供給を実施しています。

表 1 - 3 緑化推進モデル地区指定状況

指定年度	地区	指定期間
平成 26 年度	東田端地区	平成 26 年6月～令和元年6月
平成 26 年度	昭和町地区	平成 26 年6月～令和元年6月
平成 28 年度	東十条1丁目地区	平成 29 年3月～令和4年3月
平成 28 年度	東十条2丁目地区	平成 29 年3月～令和4年3月

- 緑の募金活動

学校や町会の協力により、緑の募金活動を展開し、募金の一部を区内の緑化に充当しています。

●美化ボランティアの活動支援

区内 92 箇所で行われているボランティアによる公園や道路などの公共空間の清掃、緑化活動などに対して支援を実施しています。

●みどりの協定

町会やマンション、事業所などに対して、区が花苗などの供給や植栽する樹木の選定の指導など、緑化活動に対して支援を実施しています。

表 1-4 住民によるみどりの協定

締結年度	協定地区	地区	協定期間	
			開始	終了
平成21年度	志茂四丁目町会	赤羽東	平成21年度	平成26年度
平成21年度	コスモ王子神谷	王子東	平成21年度	平成26年度
平成26年度	コーシン王子	王子東	平成26年度	令和元年度
平成26年度	ソフィア王子神谷クラッセ	王子東	平成26年度	令和元年度
平成27年度	志茂四丁目町会	赤羽東	平成27年度	令和2年度
令和元年度	第2古河ガーデンマンション	滝野川西	令和元年度	令和6年度

表 1-5 事業所などのみどりの協定

締結年度	事業所名	地区	協定期間	
			開始	終了
平成24年度	財団法人日本車両検査協会	王子東	平成24年度	平成29年度
平成25年度	学校法人中央工学校	王子西	平成25年度	平成30年度

コラム みどりの協定とは？

区内の身近な緑づくりを支援するため、住民などの合意または事業者などと区が協定を締結し、花苗などの供給や樹木の選定の助言・指導など、みどりの育成に必要な支援をいたします。（再掲・P.81）

対象：

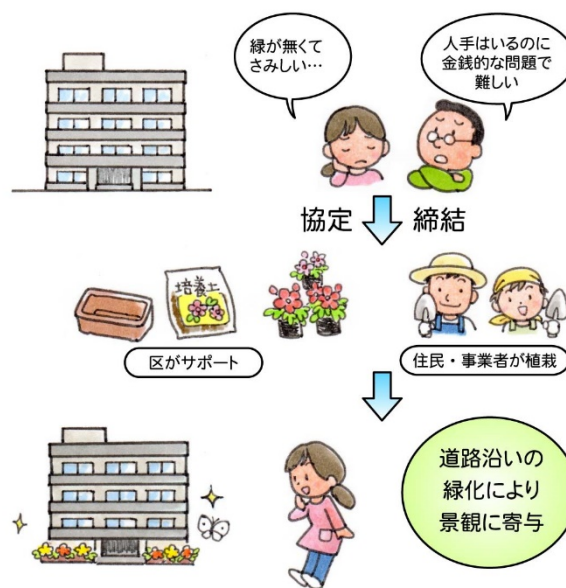
- ①住民（概ね 10 戸以上の建築物の集団、1 自治会または 1 町会など）
- ②事業所等（1,000 m²以上の敷地を有する事業所または管理者など）

条件：

道路沿いなど、区の景観に寄与するような場所に植栽

- 住民によるみどりの協定については、住民の合意が必要です。
- みどりの協定を締結した場合は、協定区域内に標識を設置します。

問い合わせ先：北区生活環境部環境課



3) 緑とのふれあいの場と機会を広げる施策

●「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」の施設運営の充実

区内には2つの環境学習施設があり、環境教育推進の場として位置づけられています。

「自然ふれあい情報館」では主に自然環境や生きものに関して、「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では緑化や土壌汚染に関して情報発信や講座を開催しています。

「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」では、「自然ふれあい情報館」と同様に、平成30年度から環境教育などについてノウハウを持つ民間企業へ施設運営の委託を開始し、講座や学習体系の改善などを行い、より学習効果を高めた施設運営を実施した結果、来場者数が約1.4倍（平成29年度比）になりました。



「自然ふれあい情報館」
清水坂公園内



「みどりと環境の情報館（エコベルデ）」
豊島五丁目団地内

●環境学習への取り組み

幼少期から環境に関する知識や考察力を身につけ、最終的には環境教育の補助などができ、自ら考え行動できるような人材を育てることを目標に、東京家政大学と連携して成長段階にあわせた環境学習講座を設置しています。また区立小学校、中学校において、体験型の環境学習教材の配布を実施し、関心を高めるような理科教育をサポートしています。

●学校ビオトープを用いたイベントへの区民参加

区立小学校のビオトープを用いた環境学習イベントのサポーターに、環境学習講座「北区環境リーダー養成講座」の修了生を活用しています。

●北区みどりの協力員

緑化に深い関心を持つ20歳以上の区民を対象に、「北区みどりの協力員」として区長が委嘱します。花壇の維持管理や緑化、環境学習に関係するイベントへの出展など、区の施策に協力し、区民の緑化意識の高揚を図っています。



「北区みどりの協力員」による区民植木市の
たねだんご作り体験

(4) 施策の進捗状況とまとめ

1) 施策の進捗状況

平成21年度第3次「北区緑の基本計画」の具体的施策の進捗状況を、◎：10年間で新たに実施（着手）または実績が向上した施策、○：継続している施策、▲：未実施または実績が低下した施策、*：終了した施策、のように整理しました。

表1-6 施策の進捗状況

施策の大柱	施策の中柱	No.	具体的内容	進捗状況	
緑を保全する施策	O1地域の緑の保全	1	保護樹林、保護樹木、保護生垣の指定・保全	区の指定基準にあった樹林、樹木、生垣などの保護樹木等への指定 保護樹木等の所有者に対する管理・剪定への助成金の交付や、樹木などの倒壊による被害救済のための樹木保険への加入による所有者の作業的・経済的負担の軽減	◎
		2	保存樹林の指定・保全	保存樹林の指定、標識の設置、維持管理経費の一部助成	○
		3	樹林地の公有化	生きものの生息地（ハビタット）の保全などに資する樹林地の公有地化	○
	O2崖地樹林地の保全	4	特別保全樹林の指定	保護樹林のうち、自然度が高く、区の緑の保全と良好な生活環境の確保に不可欠な樹林についての特別保全樹林への指定及び維持管理費の一部助成、樹木保険への加入などによる所有者の経済的な負担の軽減	○
		5	崖地樹林地の公有化	生きものの生息地（ハビタット）の保全等に資する崖地樹林地の公有地化	○
		6	崖地樹林地の安全対策	斜面崩落の危険性がある崖地における樹木の適正管理や法面の侵食防止対策、雨水処理のための排水溝の設置などの安全対策	○
				急斜面や崖地の崩落防止措置としての植栽の充実や擁壁・木柵などの構造物の設置・強化	○
	O3生物多様性の保全・再生	7	生物多様性を保全する緑の保全・再生	道路に面した擁壁の安全対策の促進	◎
				「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」の策定及び緑に関わる全ての施策における生物多様性の保全・再生	▲
				生きものが野生状態で観察できる荒川沿岸の整備 新河岸川、隅田川沿岸での再開発における生態系に配慮したレクリエーションができる水辺環境づくり	○
8		生物多様性に配慮した緑化の促進	「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」に基づく、生きものの生息地（ハビタット）の保全・緑化目標の策定	▲	
			公的な施設を中心とした、緑を増やし、緑と緑の距離を縮小させる取り組み	▲	
			生きものに配慮した庭や屋上、壁面などの緑化の促進	▲	
9		生物多様性の理解を促進し参加を促す	植栽における在来種の活用	○	
			建て替えなどの際における表土の保全と埋土種子の活用	▲	
			ガイドブック、パンフレットなどの作成による生物多様性の理解の促進	○	
O4水環境の保全	10	雨水流出抑制施設の設置	環境大学事業などによる生物多様性と緑に関する学習会、イベントなどの実施	○	
			身近な緑や学校ピオトープなどを活用した生物多様性の保全活動への区民の参加機会の増加	◎	
			湧水の涵養域での雨水の地下浸透性を高めるため、台地部における雨水浸透マスの設置や歩道・駐車場の浸透性舗装化	○	
	11	湧水の多角的な活用	湧水を活用できる公園などの整備における多様な生きものが集まる池や水路などの親水空間の創出	▲	
			自然が残された河川の水辺の生きものの生息地（ハビタット）、水に親しめるレクリエーション・防災空間としての有効活用や、河川整備や沿川の再開発における河川の緑と一体となった緑化の推進	○	
			「緑のリサイクル施設」での公園から発生する剪定枝のウッドチップ化と落ち葉からの腐葉土づくりおよびその利用、各学校から出される残飯のコンポストにより堆肥化など、緑のリサイクル活動の促進や周知の徹底	○	
O5緑のリサイクル	13	緑のリサイクル施設の運営、活用の促進	○		
	14	樹木リサイクルネットワークの充実	樹木を譲りたい人と譲り受けたい人との間でのコミュニケーションを助け、樹木のリサイクルを促進	▲	
緑を創造する施策	O6公園等オープンスペースの整備・充実	15	公園の新設	大規模な土地利用転換の際の公園の整備	○
		16	公園不足地域への対応	オープンスペースが不足する地域を中心とした公園や広場空間の整備、地域の防災性の向上や緑の保全・創出の推進	○
				公園不足地域での児童遊園や遊び場の設置あるいは拡張の検討、公園の用地確保が困難な住宅密集地や商業地域での主要生活道路などの沿道の空き地を活用したポケットパークや公開空地の確保	○
				集合住宅のオープンスペースなど民有地の積極的活用	○
				校庭の一般開放や学校のスポーツ施設の夜間開放	○
				公園不足地域から大規模な公園などへアプローチできる散歩道の整備	▲

施策の大柱	施策の中柱	No.	具体的内容	進捗状況
緑を創造する施策	07個性ある公園づくり	17	区民主体の身近な公園づくり 地域の特性を生かした身近に親しめる公園づくり 公園の計画策定段階からワークショップなどの手法を活用した区民参画の公園づくりの推進	○ ○
		18	防災や生物多様性、景観に配慮した公園づくり 災害時に避難場所として利用される公園の防災機能の向上 公園の外周部への耐火性の高い樹木の植栽、接道部緑化や生垣化による避難時の安全性と景観の向上 公園などでの生きものの生息地（ハビタット）の確保や在来種に配慮した緑化	◎ ▲ ○
		19	誰もが利用できる公園づくり ユニバーサルデザインを取り入れた公園の整備	○
	08地域緑化の推進	20	道路沿いの緑化 安全性などを考慮した道路緑化の推進 火災の延焼を防ぐ「延焼遮断帯」に指定されている主要幹線道路や幹線道路の街路樹・植樹帯における耐火性のある樹種の選定	○
				▲
		21	河川沿いの緑化 石神井川などの沿岸の散策・観察コースとしての管理通路の整備、適正な緑の管理と緑化	○
		22	JR線、都電荒川線沿いの緑化 法面やフェンス沿いの緑化の促進、協力が得られた周辺の民有地の緑化の促進	○
		23	崖線沿いの緑化 擁壁化されている崖地の壁面緑化 崖線に位置する建物の屋上やベランダ、壁面などを利用した建物緑化	▲
				▲
		24	公共施設の緑化 区民の緑づくりの規範となる壁面や屋上緑化、生垣化 区内にある国や東京都の施設の緑化の推進 景観が悪化しないような剪定などの管理	○
				○
		25	民有地・公的住宅団地の緑化 野鳥や昆虫の生息や省エネに効果がある屋上やベランダ、壁面の緑化の促進 都営住宅、UR住宅などの公的住宅団地の建替にあわせ、防災性や景観、生物多様性の向上を考慮した質の高い緑の造成 美しい街並みをつくり、火災の延焼防止や塀の倒壊防止に効果のある生垣化の促進 緑化活動を支援する「都市建築物緑化促進助成制度」、「生垣造成助成制度」などの各種支援制度の広報 300㎡以上の敷地を有する区民・事業者の「緑化計画書」の提出と緑化への取り組み 「緑地保全地域制度」「地区計画等の活用」「緑化地域制度」「緑化施設整備計画認定制度」などの適用による緑の保全・創造の検討	▲
				○
○				
○				
緑とのふれあいの場と機会を広げる施策	09緑に関するコミュニケーション活動の活発化	26	情報発信 広報やインターネットなどの様々な方法での区内の緑や自然情報、園芸などに関する情報の発信	○
		27	情報交換 緑に関するイベントの開催や交流仲間の募集などによる区民相互の情報交換の活発化、参加と協力の場の拡大	○
		28	イベントの開催 区民植木市の開催 桜まつりの開催 ガーテニングを通じた交流を図るためのガーテニングコンクールの開催	○ ○ ○ *
	10自然や緑に関する学習機会の増加	29	環境教育・環境学習の推進 自然観察、自然体験を通じた環境教育・環境学習の推進 動植物調査に基づく野生生物に関する情報の体系的な保存 環境大学事業との連携による学校教育における校外学習やゲストティーチャーの招へいなどの機会の増加	◎
				○
		30	環境リーダー養成の充実 地域における環境リーダーの養成の充実とそれらの人材の活躍の場の提供	○
	31	環境大学事業の充実 自然環境に関する学習・ふれあい・啓発などを環境大学事業へ取り込み、体系的な充実による身近な環境保全や、自然に対する正しい知識、野生生物の生態や正しい付き合い方などを学ぶことができる場や機会の充実 自然ふれあい情報館やエコベルデなどの施設を活用した体系的な環境学習システムの構築、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成	◎ ▲	
	11参加と協力の拡大	32	区民組織への支援とコミュニケーションの促進 緑に関する各種の活動を行っている様々な区民組織を横につなぐための区と区民組織、あるいは区民組織相互のコミュニケーションの支援、横断的な環境活動の展開、緑づくりが行える環境の整備	▲
				▲
		33	みどりの協力員・美化ボランティア等の制度・活動の充実 「みどりの協力員」や「美化ボランティア」などによる区の事業への参加と協力、地域の緑づくりのリーダーとしての活動の拡大	○
	34	地域の緑づくりへの参加促進 地域の緑づくりを広げるための区民や学校・町会・自治会・商店会・企業・NPOなどの参加と協力の推進 自治会、町会や区民が締結したみどりの協定の認定、地域の緑化の促進 緑をめぐる参加活動に対する区民・事業者が参加しやすくなるようなサポートの実施	▲	
			○	

2) 進捗状況のまとめ

① 緑を保全する施策

緑を保全する施策の中でも、特に取り組みを進めていくべき具体的内容は以下の通りです。

- 「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略」策定と、保全・緑化施策の充実
- 生物多様性に配慮した公的な施設や水辺環境などの緑の拠点づくり

これらを踏まえ、今回の改定では「生物多様性地域戦略」の策定と、公園をはじめとした公共施設や、生きものの生息・生育地（ハビタット）として重要な河川敷など、緑の拠点の保全・活用について検討していく必要があります。

② 緑を創造する施策

昨今の災害の激甚化を踏まえ防災に関する施策や、生物多様性に配慮した公共施設や民間施設、民有地の緑化推進、都市緑地法などに基づく民間活力の導入による緑の整備・管理についても検討していく必要があります。

③ 緑とのふれあいの場と機会の施策を広げる施策

環境大学事業は、環境学習の機会の拡充や地域の担い手となる人材の発掘・育成が課題であり、「生物多様性地域戦略」の取り組みの一環としても、より充実していくことが求められます。

参加と協力の拡大の施策は、担い手不足により実績が低下したものが多く、区民参加や協働による管理の課題の対応を進めるとともに、多様な主体との連携を更に推進していく必要があります。

2. 北区の緑を取りまく現状

(1) 社会情勢

1) 環境負荷の低い都市構造への転換

北区には、荒川、隅田川、新河岸川、石神井川の4河川が流れており、崖線が中央を通るなど、東京区部の中ではうらおいのある自然環境に恵まれています。持続可能な社会を実現するため、有限な自然環境を保全していく必要があります。また、環境負荷は主に都市での社会経済活動に起因するため、自然環境を保全しながら、環境負荷の低い都市構造への転換を進める必要があります。

2) 人口減少・高齢化時代の到来

北区の人口は、「北区人口推計調査報告書」（平成30年）によれば、令和10年（2028年）をピークに減少し、高齢者人口（65歳以上）は令和15年（2033年）以降増加に転じると推計されています。人口減少・高齢化に伴って、将来的に地域における人のつながりが失われ、地域コミュニティが希薄化することが懸念されます。地域コミュニティ活性化のため、緑を通じた区民、事業者、区の協力関係の構築、バリアフリー*や健康増進の観点を取り入れた高齢化社会に対応した公園整備など、緑の活用を進める必要があります。

3) 区民主体の協働のまちづくり

一定の社会インフラが整備され、都市が成熟したことで、区民のライフスタイルや価値観などの多様化が進んでいます。地域の特性を生かしつつ、区民を主体としたまちづくりを推進し、区民の声を反映していく必要があります。

(2) 自然環境

1) 気候変動

大規模な地震災害や地球温暖化の深刻化、台風の大型化、集中豪雨による都市型水害の増加など、自然災害の脅威が高まり、区民の暮らしに大きな影響が生じることが考えられます。都市における公園などのオープンスペースが発揮する防災面の役割など、暮らしの安全・安心への期待が増大しています。一方、豪雨および強風に対する脆弱性の観点から、管理されず巨木化し老木化が進む緑の管理の重要性も増大しています。

2) 生物多様性

生物多様性は、樹林地や草地の手入れ不足および開発などによる種の減少・絶滅、外来種移入による生態系のかく乱など、主に人の活動の影響により危機にさらされています。

3) ヒートアイランド現象

ヒートアイランド現象が発生する主な要因には、人工排熱の増加、コンクリートやアスファルトなどによる地表面被覆の人工化、都市形態の高密度化などがあり、特に地表面被覆の人工化については、緑の量の減少と大きく関わっています。

(3) 緑づくりに関する国の方向性

1) 「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針改定版」/令和元年 12 月

2015 年に国連において、全会一致で採択された「持続可能な開発目標」に基づき、日本では、「持続可能な開発目標 (SDGs) 実施指針」が示され、令和元年 12 月に一部が改定されました。緑のまちづくりにおいても、経済・社会・環境の三側面における持続可能な取り組みを推進していく必要があります。

「持続可能な開発目標」(SDGs) とは？

「持続可能な開発目標」(SDGs) とは、2001 年に策定された「ミレニアム開発目標」(MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標です。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない (leave no one behind) ことを誓っています。SDGs は発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル (普遍的) なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

「北区緑の基本計画 2020」に関わるゴールとして、以下のものがあります。

⑥水・衛生



⑦エネルギー



⑪都市



⑬気候変動



⑭海洋資源



⑮陸上資源



⑰実施手段



2) 「地球温暖化対策計画」/平成 28 年 5 月、

「気候変動適応計画」/平成 30 年 11 月

気候変動対策として、平成 28 年に策定された地球温暖化対策計画では、都市における緑地や農地の保全などにより熱環境の改善を通じた都市の低炭素化*を推進することが示されており、緑の保全や創出などの取り組みが重要となっています。

また、平成 30 年には気候変動適応計画が策定されました。適応策とは、地球温暖化などの気候変動により既に生じている、または将来予測される影響の軽減を目的とした施策のことです。都市のヒートアイランド現象の進行や熱中症の増加が懸念されるなか、緑に関する適応策としては、屋上緑化や緑のカーテン*などがあります。植物は直射日光を遮り、日かげを提供するだけでなく、植物に含まれる水分の蒸発などでも気温の低減に寄与します。

3) 「生物多様性国家戦略 2012-2020」/平成 24 年9月

2020 年度までに重点的に取り組むべき施策の方向性として、①生物多様性を社会に浸透させる、②地域における人と自然の関係を見直し、再構築する、③森・里・川・海のつながりを確保する、④地球規模の視野を持って行動する、⑤科学的基盤を強化し、政策に結びつける、の5つの基本戦略を設定しています。また、「緑の基本計画」に生物多様性確保の視点を反映するため、平成 23 年に都市緑地法運用指針を改正し、生きものの生息・生育環境を改善するなど緑地の質の向上や、緑地の適正な配置による有機的なネットワークの重要性を示しています。

4) 「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について」/
平成 28 年5月

社会の成熟化、市民の価値観の多様化、社会資本の一定程度の整備などの社会状況を背景に「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、以下の重視すべき観点を示しています。

【重視すべき観点】

- スtock効果*の向上 : 整備・面積の拡大重視から、まちづくり全体での利活用重視へ
- 民との連携の加速 : 行政主体の整備・維持管理から、市民や NPO などの主体的な活動の支援や民間施設との積極的な連携へ
- 都市公園の柔軟な利用 : 硬直的な都市公園の管理から、地域ニーズに応じた弾力的な運用やまちづくりの一環としてのマネジメントへ

5) 都市緑地法などの一部改正/平成 29 年6月

民間活力を最大限活かして、緑とオープンスペースの整備・保全を効果的に推進し、緑豊かで魅力的なまちづくりを実現することを目的として、関係法令が一括して改正されました。この改正は、緑豊かなまちづくりに向けて、量的課題（1人あたりの公園面積が少ない地域の存在、これまで宅地化を前提としてきた都市農地の減少傾向）や質的課題（公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下、公園空間の有効活用の要請など）などの課題が顕在化してきたため行われたものです。

【都市緑地法】

- 「緑の基本計画」の記載事項の拡充（都市公園の管理の方針、農地の緑地としての政策への組み込み）
- 緑の担い手として民間主体を指定する制度の拡充

【都市公園法など】

- 民間事業者による公共還元型の収益施設の公募設置管理制度（Park-PFI*）の創設
- 都市公園に保育所などを含む「社会福祉施設」が設置可能
- 公園内の PFI 事業*に係る設置管理許可期間の延伸（10年→30年）
- 公園の活性化に関する協議会が設置可能

6) 「グリーンインフラ推進戦略」/令和元年7月

自然災害の激甚化や人口減少、少子高齢化などの社会情勢の変化を踏まえ、次世代を見据えた社会資本整備や土地利用を推進するため策定されました。

【グリーンインフラの活用を推進すべき場面例】

- 気候変動への対応
植栽による蒸発散効果を活用した暑熱緩和対策など
- 投資や人材を呼び込む都市空間の形成
自然豊かで居心地が良い魅力ある都市空間の形成による人材、企業、民間投資の呼び込みなど
- 都市空間の快適な利活用
インフラの更新・改良、公的施設の再編や個別の民間開発に際する緑と水のネットワークの形成の推進など
- 生態系ネットワークの形成
多自然川づくりや緑地の保全、分断化された自然をつなぐことによる生物の生息・生育環境の保全など
- 豊かな生活空間の形成
公園、緑地、河川、水辺空間などを活用して人々が自然とつながりながら環境教育、レクリエーション、健康増進、景観づくり、防災対策といった多様な活動を展開する生活空間の形成など

(4) 緑づくりに関する東京都の方向性

1) 「緑確保の総合的な方針」/平成28年3月

特に減少傾向にある民有地の既存の緑やあらゆる都市空間への緑化などの課題に対し、都と区市町村が合同で、都市計画を基本としたまちづくりの取り組みの中で、計画的に東京の緑を確保していくことを目的としています。新たな確保地の設定などを目的に、令和2年に改定が予定されています。基本方針は、以下のとおりです。

■ 既存の緑を守る方針

既存の緑を、崖線、丘陵地、農地などに分類し、確保することが望ましい緑を確保地として抽出し、明確化します。また、方針の改定において、農地については、生産緑地を確保地とすることが検討されており、特定生産緑地の指定など、区市町村と連携した保全を推進するとしています。

生産緑地と特定生産緑地の違い：生産緑地は、都市計画により定められた生産緑地地区の区域内の土地を指し、身近な農業体験の場や災害時の防災空間など、多様な機能を発揮するグリーンインフラとして保全すべき農地とされています。特定生産緑地は、生産緑地を継続できるように新たに創設された制度です（平成30年4月1日施行）。特定生産緑地に指定した場合、買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画決定から30年経過後」から10年延期され、また10年毎に更新も可能です。

2) 「都市計画公園・緑地の整備方針」/平成23年12月

「緑確保の総合的な方針」など、緑やオープンスペースの保全・創出に係る他の施策と一体となって、東京における水と緑のネットワークの形成を目指し、都市計画公園・緑地の計画的な整備促進と、整備効果の早期発現に向けた取り組みの方針を明確化するものです。なお、新たな優先整備区域の設定などを目的に、令和2年に改定が予定されています。基本方針は、以下のとおりです。

① 事業化計画に基づく事業の重点化

防災都市づくりや環境保全、景観などそれぞれの重点化の視点を踏まえ、今後10年間で計画的、優先的に整備を進める区域を定める事業化計画を明示し、事業の重点化へ取り組むとしています。

② 民間事業者を含めた多様な主体の連携

公共事業者との連携はもとより、まちづくりの重要な担い手である民間事業者などとも連携し、まちづくりと公園・緑地の整備を両立する新たな仕組みを創設し、多様な主体による都市計画公園・緑地の整備を掲げています。

3) 「緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～」/平成24年5月

生物多様性の危機を背景に、緑施策のこれまでの取り組みと、生物多様性の視点から強化する将来的な施策の方向性を取りまとめた戦略で、都の生物多様性地域戦略の性格をもつものです。緑施策の方向性と、主な施策展開は以下のとおりです。

① まもる～緑の保全強化～

■ 既存の緑の保全

丘陵地や崖線など、まとまりや広域的な連続性を持ちネットワークの拠点・軸となる緑について、東京全体の水と緑のネットワークの形成や希少種の生息・生育状況などの情報も踏まえ、「緑確保の総合的な方針」に基づいた各種緑の保全制度の活用や、都民・NPO・緑の保全に意欲のある企業など、民間部門の主体的な取り組みを引き出し、計画的、重点的な保全の推進を示しています。

■ 外来種対策

既に移入が確認されている外来種のうち、生態系に与える影響が大きな種の駆除について、公民が連携して取り組めるよう、生息状況や駆除の必要性について情報を共有できる仕組みを検討します。また、新たな移入を未然に防ぐため、飼えなくなったペットを野外に逃がすような意図的な外来種・移入種の放逐が生態系に及ぼす影響について、広い意識喚起を掲げています。

② つくる～緑のネットワーク化～

■ 緑化計画書制度による都市緑化の誘導

緑化計画書制度の運用を通じて、民有地の緑化を推進するとともに、都有施設の緑化を進め、未利用都有地の緑化や都営住宅などの建て替えに合わせた緑化を推進します。また、将来的には、開発行為が生態系に与える影響を緩和する新たな緑化計画書制度のあり方を示しています。

■ グリーンロード・ネットワーク*の形成・充実

緑あふれる都市東京の実現に向け、緑のネットワークの拠点となる都市公園を整備し、公園・緑地などの緑の拠点をつなぐ幹線道路の街路樹の整備、河川沿いの緑化などを進め、グリーンロード・ネットワークの形成、充実を図っていくとしています。

■ 学校の総合的な緑化の推進

校庭の芝生化や屋上・壁面の緑化により、地域における緑化推進拠点として、多様な生物の生息、立ち寄り場所を創出する「緑の学び舎づくり事業」の公立小中学校における展開を示しています。

③ 利用する～緑の持続可能な利用の促進～

■ 自然公園の利用

自然環境の大切さや魅力を実感、体感できるよう、学びと体験の場の創出と情報発信を挙げています。

■ 生物多様性の持続可能な利用のための普及啓発

幼少期から生きものに触れ、生物多様性の重要性を肌身で実感することができるような取り組みを進め、大人になっても緑の保全活動を推進していける人材を育てていくことが重要です。子供たちが生物多様性の重要性を体感できる学習機会の確保に向けた検討を進め、持続可能な社会の構築に向けて、若い世代から緑の保全活動への参画意識を高めることを示しています。

4) 「都市づくりのグランドデザイン」/平成 29 年9月

目指すべき東京の都市の姿と、その実現に向けた都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示す計画です。戦略の1つに、「四季折々の美しい緑と水を編み込んだ都市の構築」を掲げ、東京の緑の総量をこれ以上減らさないことを原則として、今ある貴重な緑を守り、あらゆる場所に新たな緑を創出するとしています。

5) 「東京が新たに進めるみどりの取組」/令和元年5月

「都市づくりのグランドデザイン」で示す都市像の実現に向けた、緑に関する取り組みをまとめたものです。方針と主な施策は以下のとおりです。

- ① 拠点・骨格となるみどりを形成する
 - 「都市計画公園・緑地の整備方針」の改定
新たな優先整備区域の設定と公園・緑地の整備の推進を掲げています。
 - 「緑確保の総合的な方針」の改定
東京の緑の骨格となる崖線、丘陵地、河川などで守るべき緑を新たな確保地に位置づけ、保全の推進を掲げています。
- ② 将来にわたり農地を引き継ぐ
 - 営農継続の支援
指定から30年を迎える生産緑地を特定生産緑地へ指定し、その保全・活用について示しています。
- ③ みどりの量的な底上げ・質の向上を図る
 - 生物多様性に配慮したまちづくり
都市公園などを多様な生物が生息・生育できるエコロジカル・ネットワークの拠点にし、生物多様性の保全、普及啓発を促進します。また自然体験を通じて広く生物多様性について学べる環境学習に役立つ施設の確保を掲げています。
- ④ 特色あるみどりが身近にある
 - 公共が保全・創出するみどり
公共施設において良好な既存樹木の活用や、景観に寄与する壁面緑化などの推進を示しています。
 - 民間が創出するみどり
緑化計画書制度を活用した民有地における緑の創出の誘導や、江戸のみどり登録緑地制度により、在来種植栽を推進し、生きものの生息・生育環境に寄与する質の高い緑地を創出し、多様な生きものと共生できる都市環境を目指すとしています。

エコロジカル・ネットワーク：他の地域への動植物種の供給などに資する都市の骨格となる緑、市街地に存在し動植物種の分布域の拡大などに資する拠点となる緑、緑の骨格と拠点を結び動植物種の移動空間として回廊となる河川や街路樹といった、緑の骨格・拠点・回廊に隣接して存在し、これらが安定して存続するために必要な緩衝地帯の緑の適正な配置とネットワークのことを指します。

江戸のみどり登録緑地制度：東京の在来種を積極的に植栽し、生物多様性の保全に取り組んでいる民間建築物などの敷地内の緑地を東京都が登録・公表する制度です。登録された緑地は、東京の生物多様性の保全に貢献する優れた取り組みとして広く発信されます。

3. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査

(1) 区民意識調査

1) 区民意識調査の概要

調査対象	北区内在住の満 18 歳以上を対象に 2,500 人（無作為抽出）
実施期間	令和元年 8 月 7 日～令和元年 8 月 26 日
実施手法	郵送による配布・回収
回収数	612 票（回収率：24.5%）

2) 区民意識調査結果の概要

① 身近にある緑の量について

- ・身近にある緑の量について、5年ほど前と比較して「変わらない」と回答した区民が約5割でした。「やや減った」、「減った」の理由としては、「建物の建設や道路の整備などの開発により緑が少なくなったから」との回答が最も多い結果となりました。

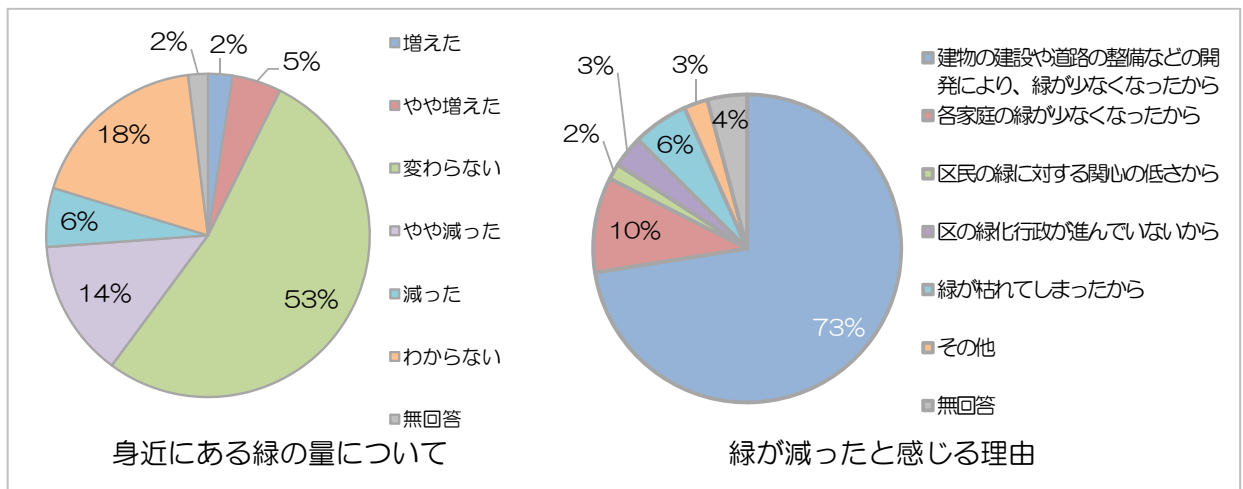


図1-7 身近にある緑の量について

- ・身近にある緑の量についての地区別回答では、王子東地区では「増えた」、「やや増えた」という意見の割合が、赤羽西地区では「やや減った」、「減った」という意見の割合が他の地区と比べてやや多い結果でしたが、多くの区民は「変わらない」と回答しており、地区による大きな違いはみられませんでした。

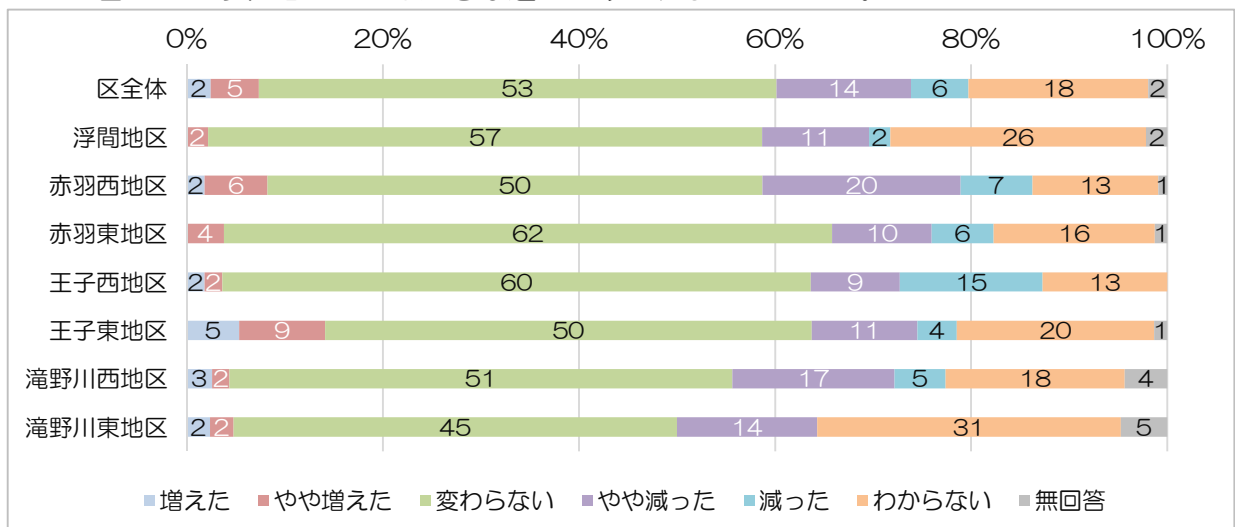


図1-8 身近にある緑の量の地区別回答について

② 現状の緑に関する満足度と現状の緑に関する重要度について

- 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する満足度については、「満足」、「やや満足」と回答した区民が約4割でした。地区別に満足度をみると、特に浮間地区では「満足」、「やや満足」という回答が約5割で、他の地区と比べて比較的高い結果となりました。
- 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する重要度については、「重要」、「やや重要」と回答した区民が7割以上にのぼりました。重要度については、地区別・年代別に大きな違いはみられませんでした。

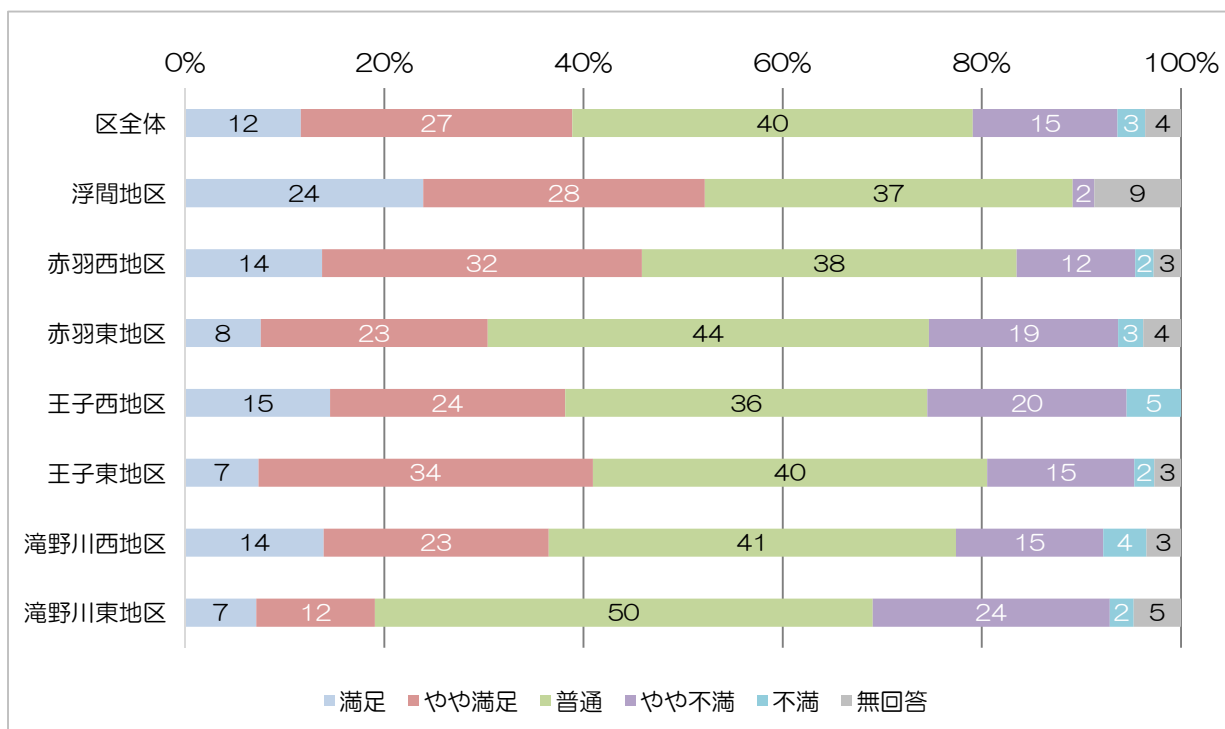


図1-9 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する地区別の満足度について

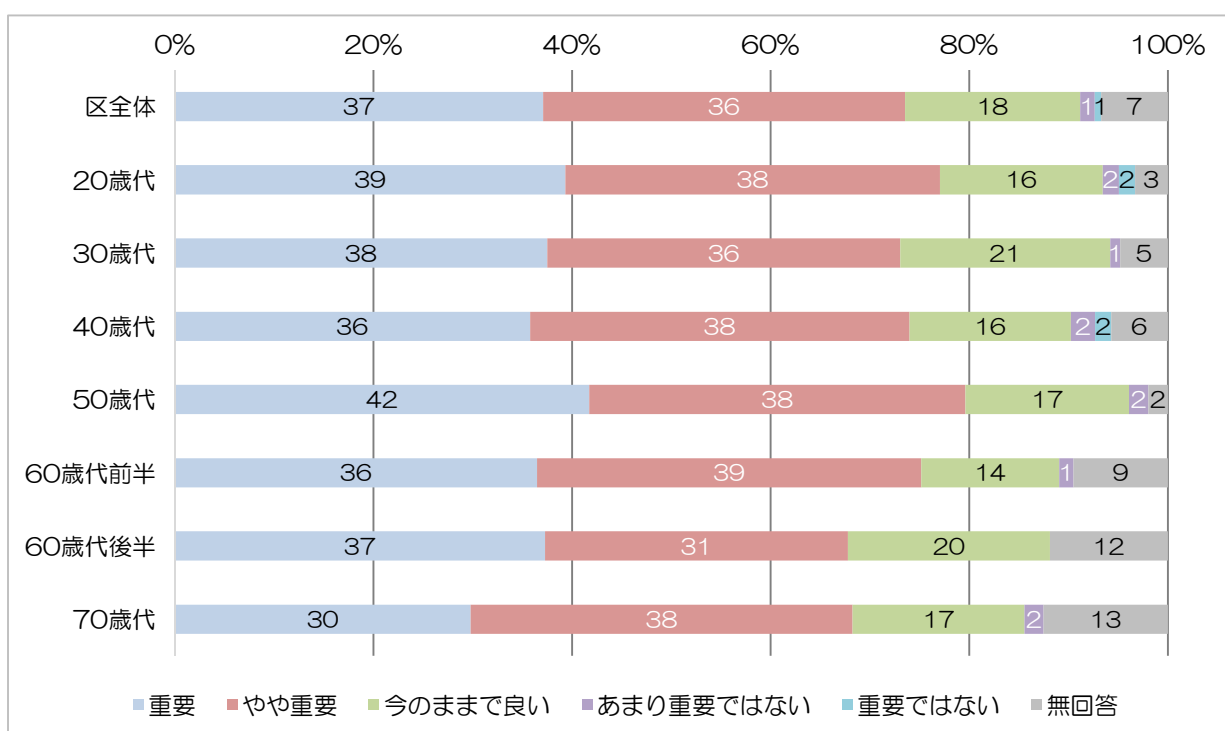


図1-10 区全体の緑や自然環境の豊かさに関する年代別の重要度について

③ 自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組みについて

- ・区全体では「公園などオープンスペースの整備・充実」、「道路や駅前などのまちなかの緑化の推進」、「地域の緑の保全」、「防災面に寄与するような緑の配置」が比較的に高い割合を占めていました。
- ・特に、小学生以下の子どもをもつ割合が高い30歳代では、「公園などオープンスペースの整備・充実」が占める割合が全体の6割以上を占めていました。

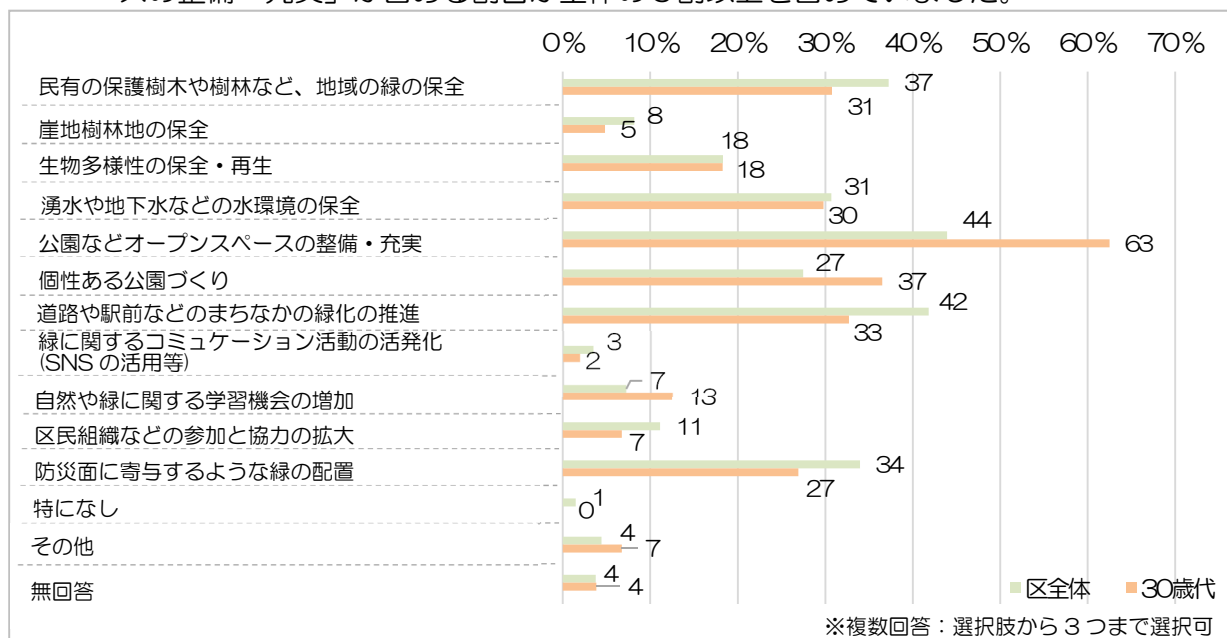


図1-11 自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組みについて

④ 今後、特に取り組んでみたい緑化について

- ・区全体および各世代で「庭やベランダなどといった身のまわりで、植木鉢などを使って木や花を育てる」が最も多く、7割以上を占めていました。この割合は、60歳以上で特に高くなる傾向がみられました。
- ・一方で30歳代では、「緑の募金活動など、緑を大切に作る運動に参加する」が比較的高い割合を示していました。

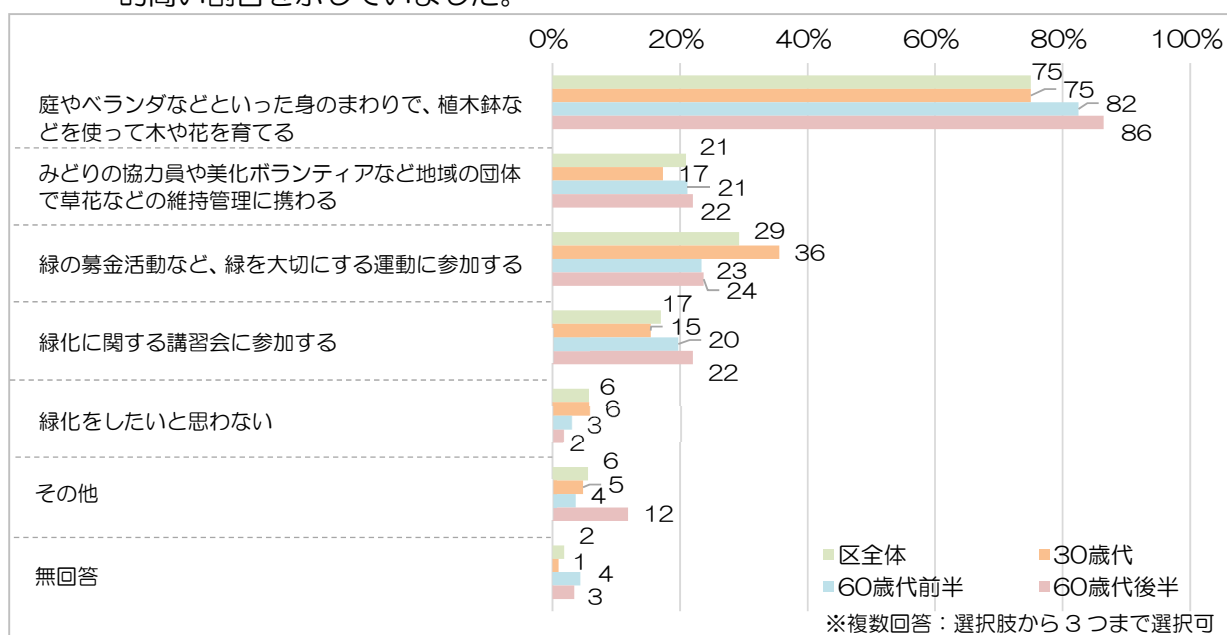


図1-12 今後、特に取り組んでみたい緑化について

⑤ 生物多様性の認知度について

- ・生物多様性という言葉について、「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」や「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」との回答が、区全体では約7割を占めました。
- ・年代が低いほど認知度は高く、20歳代では、約9割が「言葉を聞いたことがあり、意味も知っている」や「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」と回答しました。

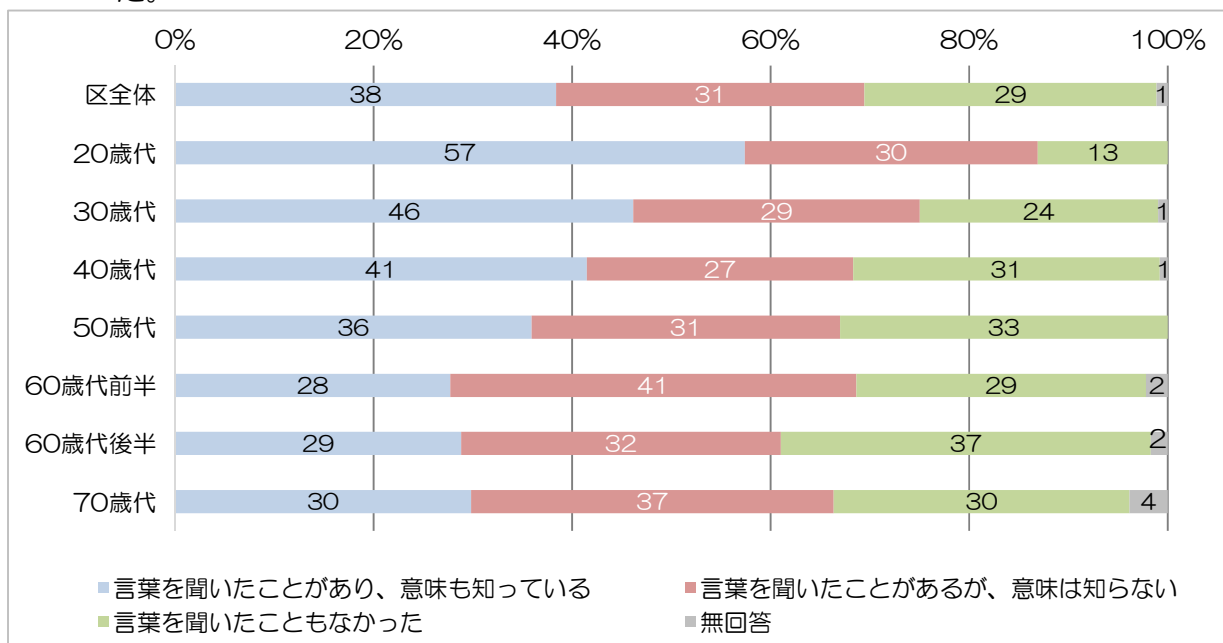


図1-13 生物多様性の年代別の認知度について

⑥ 生物多様性を保全するためにできる/している取り組みについて

- ・「自然が豊かな場所や、動物園、水族館、植物園などを訪ね、自然や生きものにふれあう」の回答が約5割を占めており、次いで「ペットは最後まで責任をもって飼う」の回答の割合が高い結果となりました。

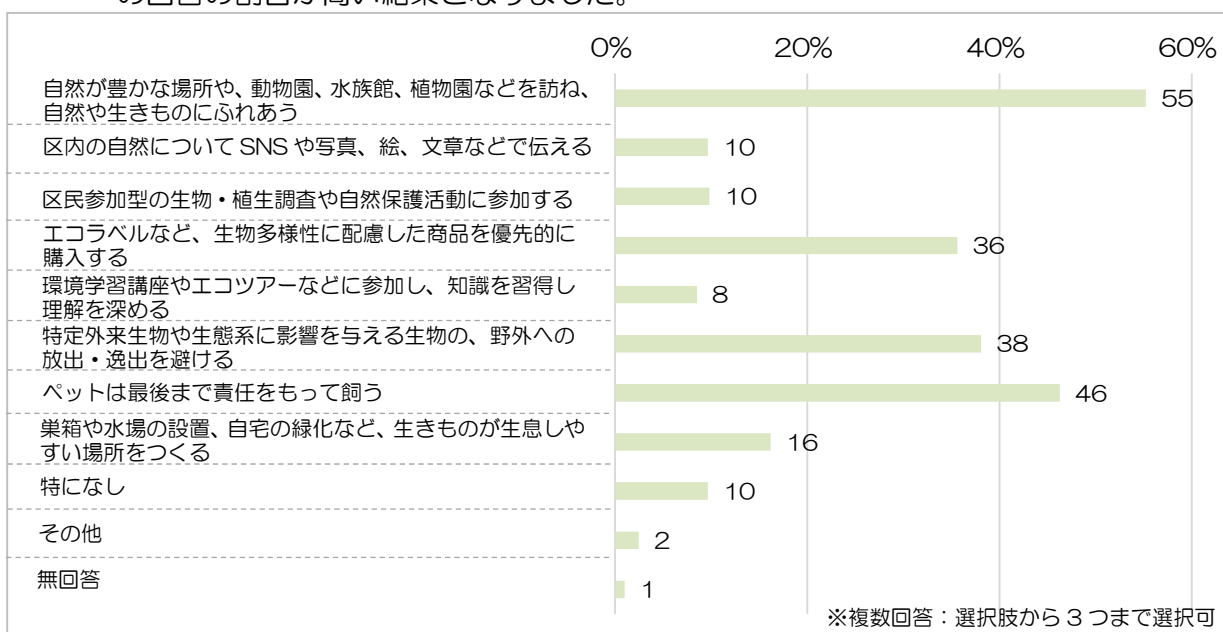


図1-14 生物多様性を保全するためにできる/している取り組みについて

⑦ 生物多様性を保全するために、区が力を入れるべき取り組み

- ・「様々な生きものが集まる水辺や緑を積極的に増やす」が最も多く約6割を占め、次いで「特定外来生物をはじめとした外来種の防除」、「民有地の緑化や維持管理に対する支援を充実する」が多い傾向がみられました。

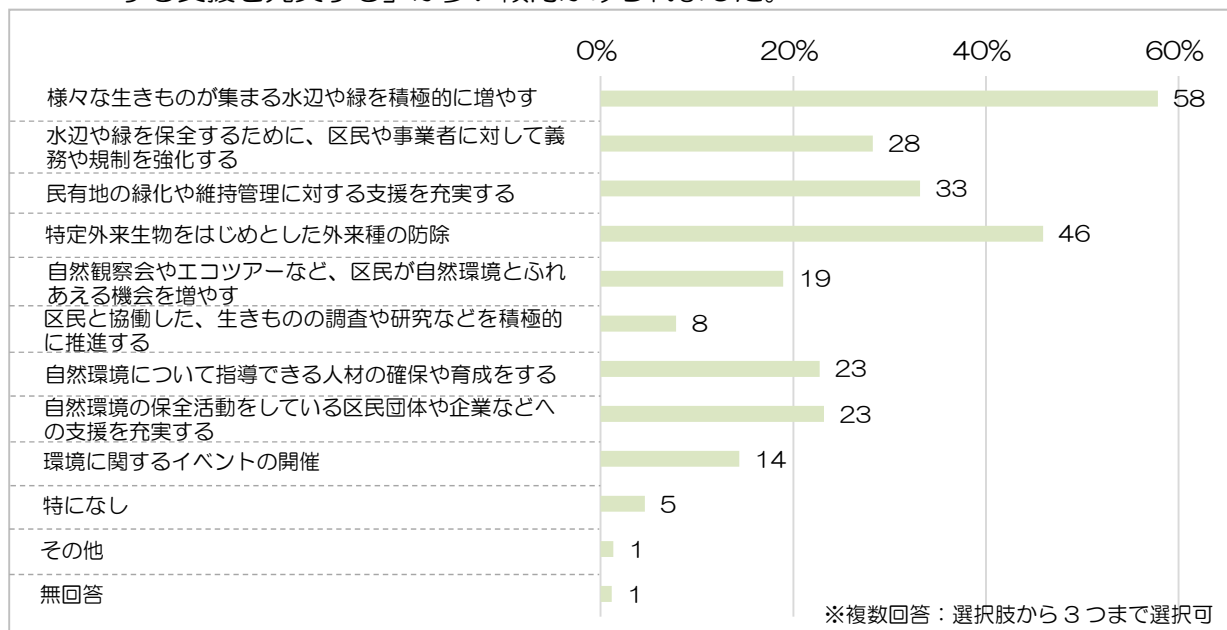


図1-15 生物多様性を保全するために、区が力を入れるべき取り組みについて

⑧ 特に参加したい環境学習事業について

- ・区で実施している、あるいは今後実施を検討している環境学習事業のうち、参加したいとする回答が最も多かったのは「園芸・緑化に関する講座」で、区全体の約4割を占めていました。
- ・小学生以下の子どもをもつ割合が高い年齢層では、「園芸・緑化に関する講座」の他に、30歳代では「子どもと参加できる講座」や「区外の森林などにおける体験学習」が、40歳代では「子どもと参加できる講座」や「自然に関する講座」、「講座や区内小学校での環境教育補助」が占める割合が比較的高い結果となりました。

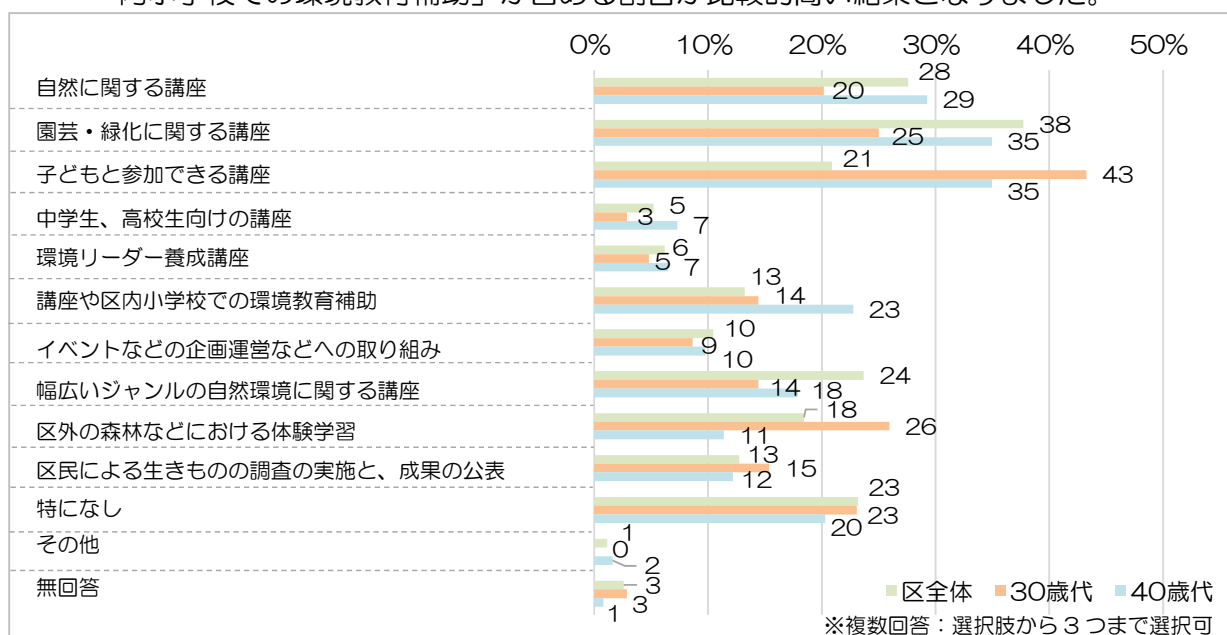


図1-16 特に参加したい環境学習事業について

(2) 事業者意識調査

1) 事業者意識調査の概要

調査対象	北区内に事業所をもつ事業者を対象に 500 事業者(無作為抽出)
実施期間	令和元年8月22日～令和元年9月2日
実施手法	郵送による配布・回収
回収数	149 票 (回収率：29.8%)

2) 事業者意識調査結果の概要

- ・ 緑に関する取り組みを「実施している」と回答した事業所は、全体の約4割となり、取り組みの具体的な内容は、「草花などの植栽」、「生垣や高木の植栽」が多い結果となりました。一方で約6割の事業所は、緑に関する取り組みを「実施していないし、今後予定はない」と回答しました。
- ・ 事業活動と生物多様性の関係については、約8割の事業所が「関係性は低いと考えている」または「関係性は分からない」と回答し、また今後、CSR 活動*において生物多様性の保全の取り組みを「行う予定はない」と回答しました。取り組みを行わない理由は、「どのような取り組みをしたら良いか分からない」が約6割と最も高い割合を示しました。

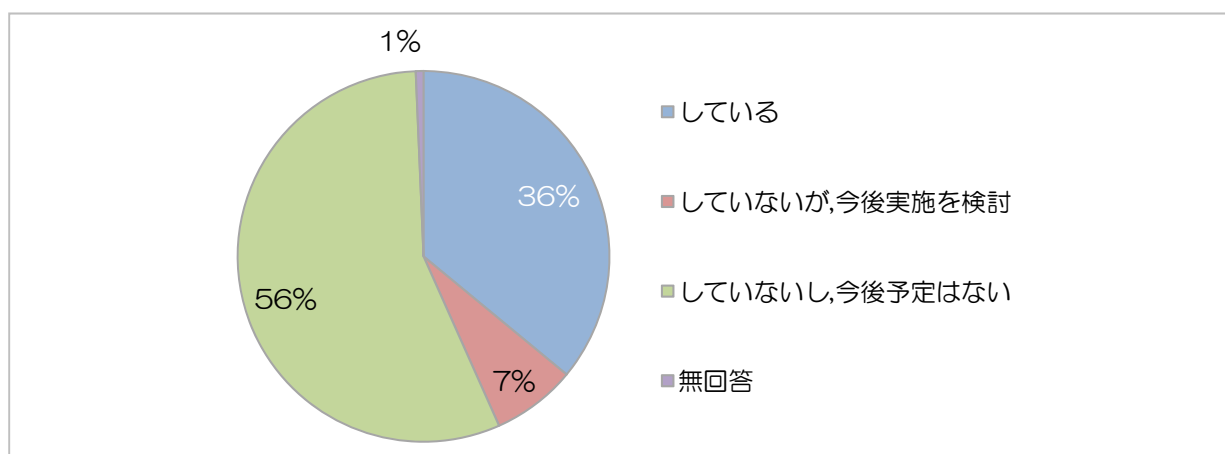


図1-17 事業所における緑に関する取り組みの実施状況

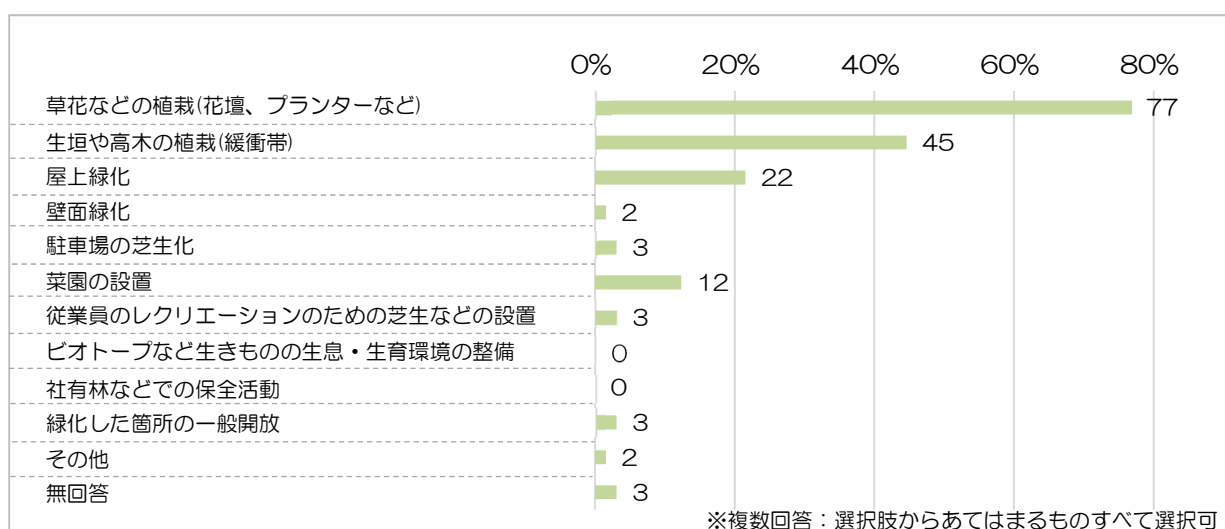


図1-18 事業所において実施している、または実施を検討している緑に関する取り組み

II. 北区の緑の課題

「緑の持つ役割に基づく課題」、「区内の緑に関する区民・事業者意識調査からの課題」、「新たな課題」の3つの観点で、北区の緑の課題を整理しました。

1. 緑の持つ役割に基づく課題

北区が大切にする6つの緑の役割に基づき、緑の課題を整理しました。

(1) 地球環境保全に関する課題

●まちなかの緑の保全・創出

気候変動に対する緩和策として、既存の緑を守り育てるとともに、新たな公園や公共空間などのまちなかの緑化を推進する必要があります。また、気候変動に対する潜在的な適応策として、屋上緑化や緑のカーテンの推進、都市型水害の増加に備えた緑の管理も必要です。

前計画改定時と比較すると、各施策により、大径木の本数や生垣、建築物の緑化面積が増加した一方で、緑被率は減少しました。区民がより緑の保全・創出に取り組みやすくするため、生垣造成や保護樹木などに関する各種助成制度の周知および拡充、また既存の緑を活用した施設整備の工夫など、更なる緑の確保が必要です。

●水辺環境の保全・回復

気候変動や防災対策としても有効なグリーンインフラの1つである、水辺環境の保全・回復が必要です。崖線の湧水を保全・再生するため、涵養域となる台地上の地域では、透水性舗装の整備や雨水浸透施設の設置を進めてきました。その一方、開発などにより減少した緑の回復・拡充が必要です。

(2) 生物多様性保全に関する課題

●「生物多様性地域戦略」の策定

前計画に記載のある、「生物多様性に配慮した緑の保全・緑化戦略の策定および、この戦略に基づく生きものの生息地の保全・再生の施策」の取り組みとして、「生物多様性地域戦略」を策定する必要があります。

●生きものの生息地としての緑の保全・創出

緑は、野生生物に食べものや隠れ場所など生息環境を備えた生息地（ハビタット）を提供します。そのため、緑の多様性は、野生生物の多様性に大きく影響します。

まとまった樹林や社寺林などは維持され、大径木の本数も徐々に増えています。区内には、公園や河川敷といった緑の拠点があり、区の中央部を走る崖線には樹林が多く、引き続き保全が必要です。また新たな緑の創出において、生物多様性に配慮した緑化や基準の検討などが必要です。

●植物群落の多様性向上

生物多様性の損失を防ぐためには、崖地樹林や河川敷など、限られた場所に存在する多様な植物群落を保全し、その多様性を向上させていくことが必要です。

そのためにも、植生遷移などのモニタリング*を継続していく必要があります。

●エコロジカル・ネットワークの保全・創出

北区の緑の骨格を形成している崖地樹林や、荒川などの河川敷草地、飛鳥山公園などの緑の拠点となる大規模な公園・緑地、緑の回廊（コリドー）である小規模な樹林や大径木、街路樹などを将来に渡って保全していくことが重要です。そのためには、エコロジカル・ネットワークの形成について検討し、その形成方針をまとめる必要があります。

●地域在来種の保全

北区に元々生育していた在来種を植栽することで、北区内の本来の生きものの生育環境の回復が望めます。「平成30年度 北区緑の実態調査」では、北区の在来種と考えられる種は、確認された植物種の3割程度を占めています。今後もモニタリングを継続、在来種の変化を把握し、エコロジカル・ネットワークの構築に必要な北区特有の地域在来種の保全を継続していく必要があります。

●外来種対策

北区では、生活環境や生態系などに係る被害の防止と軽減を図るため、アライグマやハクビシンの防除対策事業を実施してきました。植物については、「平成30年度 北区緑の実態調査」にて、ほとんどの地域においてアレチウリなどの特定外来生物が確認されており、外来種に対する意識の啓発、駆除対策などが継続した課題です。

(3) レクリエーションに関する課題

●公園の適正配置と不足地域への対応

1人あたりの公園面積は、2.2 m²/人（平成21年度）から2.3 m²/人（令和元年度）に増加しましたが、公園の分布が地域によって偏在している状況は変わりません。公園が不足している地域における土地利用の転換の際には、公園の適正配置が必要です。

●個性あふれる公園づくり

都市公園法などの改正により、公園の整備・管理手法に新たな可能性が生まれており、また区民の公園に対するニーズも多様化してきているため、管理水準の向上や民間活力を導入した個性ある公園の設置など、都市公園のポテンシャルを発揮するためのマネジメントの推進が必要です。

●家庭での緑づくり

住宅における屋上緑化の箇所数は増加していますが、面積の大半は公共施設や事業者によるものが占めている状況です。引き続き、各家庭の庭や屋上、ベランダなどでの緑づくりを活発化させるような支援を充実させる必要があります。

(4) 景観形成に関する課題

●緑の景観づくり

崖地樹林や河川敷草地などの景観の骨格を形成する緑や、飛鳥山公園や社寺林などの歴史や文化と結びついている緑は、地域の個性を表出するシンボルです。北区の景観形成のうえでも、保全・活用に努める必要があります。

(5) 防災に関する課題

●防災に寄与する緑づくり

公園・緑地などのオープンスペースは、災害時における避難場所やいっとき集合場所となっています。特に公園・緑地などの不足地域における緑の整備は重要であり、引き続き推進していく必要があります。また、耐火性を考慮した樹木の植栽や防災施設の設置を推進し、安全性を高めていくことが必要です。

●緑の適正な管理

植栽した樹木の生長とともに、倒木による家屋などへの被害の危険性が増すことから、樹木の適正な管理が必要です。

(6) コミュニケーションに関する課題

●環境学習の充実

環境学習は、施設や講座の充実により、区民の環境意識向上に寄与している一方で、利用者の固定化や中学生以上の若年層の利用が少ない傾向にあります。また、「生物多様性地域戦略」の取り組みの1つとして重要な役割を担っているため、より充実していく必要があります。

●区民参加の拡大

環境学習の施設や講座、ボランティア活動などが区民の交流やコミュニケーション、情報交換の場となっている一方で、参加者が高齢化し、若年層の参加が乏しい状態となっています。今後、幅広い年齢層の参加を促進する必要があります。

●協働による運営管理

北区美化ボランティア制度では、駅前広場や公園、道路などの花壇管理や清掃といった、協働による地域の緑づくりを促進していますが、いずれも参加者が高齢化し担い手が不足しています。緑とのふれあいや自己実現の場として、区民に楽しく参加してもらえるような工夫と配慮が必要です。

2. 区内の緑に関する区民・事業者意識調査からの課題

(1) 区民意識調査からの課題

●地区別の満足度の違い

身近にある緑の量に関する回答は、地区別で大きな違いがみられなかった一方で、緑の「質」も含めた総合的な指標である、区全体の緑や自然環境の豊かさに関する満足度の回答では、地区別に違いがみられました。この違いは、地域の特徴や地区別の取り組み状況を反映している可能性もあることから、地区別計画において、その地域に適した取り組みを位置づける必要があります。

●子育て世代を対象とした情報発信や取り組みの充実

30歳代および40歳代の回答は、区全体の傾向とは異なり、「子どもと参加できる環境学習講座」の開催と、それに関連する活動への参加意識などが比較的高く、特徴的な傾向を示しました。緑に係る活動への関心が高いため、協働の担い手として期待されることから、子育て世代を対象とした情報発信や取り組みを推進していく必要があります。

●生物多様性の認知度向上

生物多様性についての認知度は、「言葉を聞いたことがあるが、意味は知らない」を含めると、区全体の約7割に上りました。一方で、高齢になるほど認知度が低い傾向がみられました。緑化や保全の主な担い手である高齢世代に対しても、生物多様性に関する情報発信を推進し、一層の理解と協力を促す必要があります。

また「生物多様性を保全するためにできる／している取り組み」について、比較的気軽に取り組むことができる内容を選択した区民が多かったことから、イベントなどへの参加を通して生物多様性を考える機会をつくり、区民による生物多様性保全のための取り組みを促進する必要があります。

●緑の防災機能の活用

自然や緑をより豊かにするために区が優先すべき取り組みのうち、「防災面に寄与するような緑の配置」は選択肢中で4番目に割合が高く、公園整備やまちなかの緑化と同様に、優先すべきと考える区民が比較的多い結果が得られました。

自然災害の脅威が高まっている現在において、緑を適正に管理し、その防災機能を発揮することで、区民が安全・安心に暮らせる緑づくりを進める必要があります。

(2) 事業者意識調査からの課題

●緑に関する支援制度の周知

区内の事業所の約6割が、緑に関する取り組みについて「実施しておらず、今後も予定はない」と回答しました。また事業所が緑に関する取り組みを「始める、継続する」ために必要な行政支援を「金銭的な支援」や「税制優遇」とする回答が多いことから、費用負担がネックとなり、取り組みが浸透していない可能性があります。今後は、事業所を対象とした緑に関する取り組みの支援制度などの周知を推進し、活動に取り組みやすい状態をつくっていく必要があります。

●生物多様性に関する情報発信の強化

CSR 活動における生物多様性保全の取り組みについて、「行う予定はない」と回答した事業所は約8割に上りました。また取り組みを進める上での課題や問題点として「どのような取り組みをしたら良いかわからない」や「取り組みによる効果やメリットが不明瞭」が多く挙げられました。その理由として、区内の事業者の約9割以上が従業員数100名以下の小規模な企業であることから、事業活動と生物多様性についての関係性や、生物多様性の保全のために事業者が行うべき対応が十分に理解されておらず、取り組みが進んでいないと考えられます。そこで、事業者に対して生物多様性に関する情報やその取り組み事例、支援などの情報発信を強化し、理解醸成を促す必要があります。

3. 新たな課題

新たな課題として、社会情勢や緑の役割に対する期待の高まりなどから、特に注目すべき課題をまとめました。

(1) 緑の量の確保と質の向上

都市緑地法の一部改正は、緑豊かなまちづくりに向けて、1人当たりの公園面積の地域格差などの量的課題や、公園ストックの老朽化の進行・魅力の低下などの質的課題が顕在化してきたために行われたものです。また、「東京が新たに進めるみどりの取組（東京都）」の方針の1つにも、「みどりの量的な底上げ・質の向上を図る」ことが示されています。こうしたことから、緑の量の確保と質の向上が新たな課題となります。

●様々な制度による緑の確保・創出

生垣造成や建築物の緑化などに関する助成制度の周知および拡充、生物多様性に配慮した緑化基準の検討などを行い、様々な制度を用いた区民および事業者による緑の確保・創出が必要です。

●地域の特徴を踏まえた緑づくり

拠点となる緑がある地域や、緑が偏在している地域など、地域の特徴を踏まえた緑づくりが必要です。

●「質」の向上を意識した取り組み

様々な課題の解決に向け、今後は適正な緑の管理により緑が持つ多くの機能を発揮させ、区民が住みやすいまちづくりを進める必要があります。そして、それらを区民が享受できるようにハード面の充実に加え、区民との協働といったソフト面もあわせた、実感できる緑づくりの取り組みが必要です。取り組みの例として、以下が挙げられます。

- ・緑陰効果を高め、防災・減災に寄与する街路樹や生垣などの接道部緑化の整備と管理
- ・多様な動植物が生息・生育でき、また自然や生きものに関する学習の場にもなる緑の保全・創出と学習の実施
- ・住民参加や Park-PFI 制度など、様々な手法を導入した公園・緑地の管理と運営

(2) ストックされた緑の活用

「新たなステージに向けた緑とオープンスペース政策の展開について(国土交通省)」では、「量の整備を急ぐステージ」から「緑とオープンスペースが持つ多機能性を引き出すステージ」へ移行すべきとして、「ストック(確保)効果の向上」を重視すべき観点の1つとして示しています。令和元年度現在、北区では、198箇所 105.5haの都市公園などが整備されており、そのストックされた緑の活用が必要です。

●ストックされた緑の価値の向上

既存公園の魅力の向上や防災面での活用など、緑を使うことや活かすことに着目した取り組みが必要です。

●公園・緑地ごとの個性の創出

地域の特性やニーズを踏まえた整備を行うことによって、公園の機能を活性化し、様々な課題の解決にその多機能性を役立てるような取り組みが必要です。

(3) 多様な主体との連携のさらなる推進

緑の保全・創出に関する取り組みは、多様な主体(区民、事業者、区)の連携が不可欠です。

●協働のすそ野を広げるための取り組み

区民、事業者との協働によって維持されている緑が多くある一方で、今後は高齢化などによって維持活動の参加者の減少が推測されます。このため、まちなかの緑化に意欲のある区民、町会・自治会などの地域コミュニティとの協働はもとより、学校や事業所といった事業者を新たに探す工夫と、緑化活動を継続的に支援するしくみづくりなど、協働のすそ野を広げる取り組みが必要です。

●ニーズに合わせた緑づくりの支援

区民、事業者などが緑づくりの活動に参加しやすいよう、きっかけづくりやニーズに合わせた支援体制などの検討を進めることが必要です。

●環境学習の一層の取り組み

活動に主体的に取り組む人材を育てるためには、まずは多くの区民、事業者が緑に関心を持つことが必要です。

緑を将来に引き継ぐためには、子どもたちが緑に触れ、知り、好きになることが重要です。そのためには周囲の大人たちの協力も不可欠であることから、多様な主体を対象とした環境学習の一層の取り組みが必要です。

